

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ ４ ）			
日 時	平成 1 2 年 1 0 月 5 日（木）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 4 時 4 5 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	武井委員長、松本（光）副委員長、横田・中村・大畠・中島・古沢 ・新野・次木・佐々木（勝）・高橋・佐野 各委員		
説 明 員	木野下監査委員、水道局長、財政・市民・福祉・環境・土木・ 建築都市各部長、樽病事務局長、保険所長、監査事務局長ほか関係 理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

○委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、佐々木（勝）委員、高橋委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

新谷委員が中島委員に、渡部委員が佐々木（勝）委員に、秋山委員が佐野委員に、斉藤（裕）委員が大畠委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより厚生・建設両常任委員会所管事項に関する質疑に入りたいと思います。

なお、本日は公明党、市民クラブ、自民党、共産党、民主党・市民連合の順といたします。

それでは、公明党。

○高橋委員

◎除雪費について

それでは、説明書の除雪費について何点か質問させていただきます。

177ページにありますけれども、まず、この中の車両関係費、この内容と、それから平成10年度の金額についてお願いします。

○土木事業所長

ただいまのご質問でございますが、まず車両関係経費につきましては、平成10年度につきましては4,954万1,714円でございます。中身につきましては、我々所有しております除雪車両ですね、そういう関係の定期点検あるいは修理費、その他、タイヤの購入だとかガソリン代、そういう関係の経費が含まれております。以上です。

○高橋委員

そうしますと、平成11年度では6,100万円ちょっとあるんですけれども、結構増額されてるんですけれども、その増額した要因というのは、今言われた内容が増えたということで考えてよろしいですか。

○土木事業所長

はい、そのとおりでございます。

○高橋委員

次に、その下にあります除排雪業務委託料についてですけれども、この平成10年度の排雪量、それから金額についてお願いします。

○土木事業所長

まず、排雪量につきましては80万5,041立米でございます。金額につきましては5億9,661万9,502円となっております。以上です。

○高橋委員

そうしますと、平成11年度では73万1,252立米ということで、金額にして約6億4,000万、こういうことになるかと思えます。平成10年度の方が雪の量が多かった。ですけれども、費用については少なかった11年度の方が多いいということになりますけれども、これはどういう内容なんでしょうか。

○土木事業所長

これにつきましては、確かに降雪量といたしましては、10年度は7メートル48センチ、そして11年度につきましては、測候所で6メートル3センチとなったんですけれども、数字的にはそういうふうになっております。ただし、問題につきましては、測候所の降雪量の観測方法が変わったんですね。平成11年度は測候所が無人化のために観測方法が変わって、我々としていたしましては、実際の降雪量は数字的には1メートル近く違っておりますけれども、

現実問題、雪の量は恐らく10年度と同等に降っていたのではないかと、そういうふうに推測しております。したがって、それらに伴いまして、雪捨て場の管理だとかいろいろな面で経費が10年度を多少なり上回っているのかなというふうに感じております。以上です。

○高橋委員

単純に割り返していいかどうかわからないんですけども、立米当たりに計算しますと平成10年度は741円、それから平成11年度は857円ということで、経費自体が総体的に上がっているというふうに考えてよろしいですか。

○土木事業所長

経費というのは、諸経費という意味ではなくて全体の経費というふうに考えてよろしいですか。

経費自体は、我々、10年度に比べまして道路の路面の段差解消だとかそういうような、きめ細かとは言いませんけれども、10年度以上にいわゆる交差点の雪処理だとかそういうふうにいるいろいろ苦労しながら、10年度以上に、より除雪の管理の方を対応したつもりでおります。

○高橋委員

次に、その下にあります除排雪車両借上料についてですけども、これも平成10年度の内容で、延べ台数と金額をお願いします。

○土木事業所長

まず、延べ台数につきましては平成10年度は4,061台、金額につきましては2億3,731万9,424円となっております。

○高橋委員

この中には町内会に貸し出している数量といいますか、ダンプの数量だとかというのは含まれておりますか。

○土木事業所長

はい、含まれております。

○高橋委員

その台数はおおよそここではわかりますか。

○土木事業所長

申し訳ございません。ただいま資料を持ってきてないので、その数字はわかりません。

○高橋委員

次に、そのずっと下にあります砂、融雪剤の原材料費ということで、滑り止めにいろいろ散布をされていると思います。この1,237万5,887円ということで平成11年度なってるわけですが、平成10年度に関してはその金額は幾らになりますか。

○土木事業所長

平成10年度につきましては1,011万2,655円となっております。

○高橋委員

ということは、雪の量が減っても、なおかつこれは多かったというふうな形で理解してよろしいですか。

○土木事業所長

この砂まきの量につきましては、雪の多少にかかわらず、相当数、今我々ヒーティングのかわりに要望箇所の代替措置として、実際問題砂まきを主流として今やっております。その辺、現実問題、相当数路線的にも走って、より、逐次市民要望も相当ある中で対応しているので、こういう数字に平成11年度は増えていると思います。

○高橋委員

それで、その砂と融雪剤のそれぞれの使用量、それから金額について、10年度、11年度それぞれお願いできますか。

○土木事業所長

まず平成11年度につきましては、砂の量が2,700立米、それと凍結防止剤が58.6トン、金額につきましては、砂に関しましては1,177万4,027円です。凍結防止剤につきましては60万1,860円となっております。

10年度につきましては、砂の量が1,500立米、凍結防止剤につきましては52.5トンとなっております。まことに申し訳ないんですけども、10年度の金額、今手元にないので、また後ほど連絡いたします。以上です。

○高橋委員

これで見ますと融雪剤はそんなに変わってないということですね。ほとんど砂の方が倍に近い量が散布されている。そういうことになってるんですけども、これは今後というか、これから砂の散布量がさらに多くなるというふうに現状踏まえると考えられますか。

○土木事業所長

今、現段階ではロードヒーティングの新設というのは、それなりにランニングコスト等がかかるので、現在考えていない状態の中で、我々、路面の対策といたしましては、やはり今後さらに砂まきが多くなる可能性はあると考えております。

○高橋委員

それで、冬はいいと思うんですけども、春先になりますと、前も質問出てましたけれども、相当量の砂が側溝に入ったり、もしくは路面上に堆積されたりということで問題になっているんですけども、この点に関してはどのように受け止められておりますか。

○土木事業所長

確かに冬は砂が効果を発揮しているんですけども、春先になりましたら相当数市民の方々から、ほこりが立つということで相当苦情が来ております。それにつきましては、我々、春一番、融雪後ですね、それぞれ市内全域にわたって機械による路面清掃や、あと人力による路面清掃を業務委託で今後もやっていかなければならないというふうに考えております。

○高橋委員

その春先の清掃ですとか処理費なんかというのは、金額では換算できますか。

○土木事業所長

まず路面清掃と側溝しゅんせつ、その辺を含めまして、11年度は約3,900万円ほどかけております。

○高橋委員

◎ロードヒーティングについて

次に、ロードヒーティングについてですけども、要望が大変多いロードヒーティングなんですが、ロードヒーティングができてもう結構年数がたつところもあると思います。

それで、雪が解けにくくなってきたり、若しくはそのヒーティングの寿命に近いのではないかというふうに思われる箇所というのは、どのぐらいあるか押さえておりますか。

○土木部関野主幹

今現在、208カ所ほどロードヒーティングの箇所数があるんですけども、そのうちで一番古いものは昭和40年代後半に敷設したものでございます。ですから、経過的にはもう25年以上たっているものもあります。

その中で、実際には、寿命というんですか、いつが寿命だということはないですけども、始業時点検、終業時点検をやりまして、そのロードヒーティングの点検を行っておりますけれども、今年度特にヒーティングの盤、分電盤等の、今年度6カ所ほどそのヒーティングの盤を補修ですか、やっているところであります。

○高橋委員

いずれにしても年数がかなりたちますと、結構効力が落ちてくるというふうにも言われておりますし、今後の敷設替えだとか改修に関しては、しっかりと計画を立てていただきたいなというふうに思います。

最後に要望なんですけれども、その整備されているヒーティングの状況ですとか、点検ですとか、確認をより一層小まめをお願いしたいというふうに要望しまして質問を終わります。

○土木事業所長

先ほどの貸しダンプの台数でございますけれども、まず、11年度、４トンが1,605台、10トンが51台、そういうふうになっております。以上です。

○佐野委員

◎融雪施設の融資制度について

それでは、融雪関連で１、２点お願いします。

１つは、ちょっと決算と違うんですけれども、今年度から事業開始した融雪装置の融資制度、大変好評だとか、活用度があるというふうに聞いておりますけれども、その辺どうなっているのか。種類別にどのぐらいで金額的に何件か。それから、そういった市民の受けのいい、この事業を原課としてどう受け止めているのか。それから、次年度以降、制度をもちろん維持すると思うんですけれども、見通しみたいな、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○(土木)管理課長

融雪施設の融資制度についての、今９月末現在の実績をお知らせいたします。

確定額で申しますと１億1,665万、これが９月末現在の貸付け確定額でございます。

それで、融雪機、融雪槽、ロードヒーティング別に申込件数で申し上げますと、現在９月末までに申込みが200件を超えてまして244件になっておりまして、融雪機がそのうち164件、融雪槽が13件、ロードヒーティングが67件、約７割が融雪機という実績になっております。

それで、この制度発足に当たりまして、予算編成時からどのぐらい来るかという見込みを立てる段階でも大変苦労したんですが、現在、予算額としては２億200万ということで、申込み自体はもう既に超えていると。貸付け確定はまだしてません。そういった中では、かなりの皆さんの関心があった中で、実際にこういう制度を利用させていただいているというのが実感であります。

それと、同じ今後の見通しについてでありますけれども、これは従前この制度発足するまでに各地の先進都市のですね、無利子で融資している都市の実績等も情報として入れた中では、少なくとも３年か４年ぐらいまでは大体同じ数字で実績を残していったという状況もありますので、小樽市は、例えば旭川とか札幌とか、同じ状況になるのかどうかは今現在では分かりませんが、一つの考え方として、そういうのも参考にして来年度以降予算づけ等も考えていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○佐野委員

◎雪捨て場について

次に、雪捨て場ですね。常に問題になっています雪捨て場、いわゆる港、港湾の方に捨て場を設けてやってるわけなんですけれども、この捨て場の昨年度の管理経費総体ですね、どのぐらいなのか。

それから、今言ったように常に問題になっていると。港湾管理上、いわば特例的に小樽港に雪を投げるということが認められているとか、現行やむを得ずやってるわけなんですけれども、これはやはりいつまでですかというね、もう半永久的にこういう雪捨て体制がとられていくのかということになると、非常に問題も多くあるなど。委員会なんかでも結構この話になるわけなんですけれども、これだけ小樽市内も山坂あるいは背後地もあるわけですから、いろんな意味で政策的に工夫あるいは検討していかなければ、いつまでもというやつが、やはりいつまでも結果出ないという話にならないので、方向性、今年、来年度どうするかというのでなくて、基本的な方向性をきちんと確

立すべきではないのかと、検討すべきではないのかと、こういうふうに常に思ってるものですから、その辺について見解をお聞かせください。

○土木事業所長

まず私の方から、昨年の捨て場の管理経費をお答えいたします。

勝納、北浜、両方合わせまして１億2,331万2,000円となっております。以上です。

○土木部長

捨て場についての質問なんですけれども、委員ご指摘のように、過去何年にもわたってずっと小樽の海に捨てることについて、いろんなご意見いただいております、そんな中で、できるだけ支障にならないようにということで、陸上交通の関係もそうですけれども、今まで海に捨ててしのいできたんですが、もうこのままというわけにいかないというふうに私ども認識してまして、現在、部内で、庁内的にもいろんな部署に候補地をリストアップというか、町会の方にもお願いをして候補地を現在出してもらってます。

その中で、私どもとしては、やはり細長い地形ということを見ると、箇所数を増やさなければならないという意見もあって、現在、今年度何とか新たにできるのが何カ所かできるのかというような状況でもあります。そんなことで、逐次、箇所数を、少なくとも朝里、新光から長橋、オタモイくらいまでの範囲について、背後地の方でできるだけ確保できる場所がないのかという、そこをまず重点にということで探しまして、今年度何カ所か試験的にやっていきたい。環境に与える影響というのは陸上でも同じく、植物に対する問題、水質の問題とか土壌の問題とかございますし、陸上で捨てるとなると、何もない、木も生えてないようなところというのは背後地にはございませんから、そういう別な意味の環境の面の配慮も必要なものですから、そういった意味で試験的にやっていきたい。

ただ、そこで１つ問題なのは、市民の雪捨ても陸上の背後地へということになると、通年の海へ投げるのと比べると市民がみずから持ってくる経費も高くなるということ、市民に対する負担の問題も出てきますので、そこらも一気に切り替えるというのは難しいという部分もありますが、そこらのところも考えながら、陸上に捨て場を移していくという、そんな方向で検討しております。

○佐野委員

陸上に検討して、今年度も試験的にあるいは何カ所かというそういう話ですよ。やはりこれは早目の確定でなければ、取扱い輸送業者の関係から、単価の話から、時間割の話からということになっちゃうし、一方では、今おっしゃられるように環境に対する影響だとかいろんなこともあって大変なことなのかなと思いますけれども、それはやはり前向きに検討するという、こういうことはこれから最大限の努力をしなければならないと、こう思ってます。

今年度、もっと具体的に、何カ所ぐらいで具体的にどの辺で何立米ぐらいなのかというところまで押さえているのかどうかという、こんな話なんですけれども、その辺はそこまでいってるかどうかですね。

○土木部関連主幹

今の具体的な数字については、まだ押さえてはおりません。我々の考えとしては、先ほども部長言いましたように、小さな単位ではなくて、将来的には大きな単位で実施したいということで、そういう方向で考えてます。

○佐野委員

いずれにしても、そういう将来的な方向性を見定めながら、いつまでも海上、港湾の港に投げるのか、この問題提起されてますので、しっかり対応していただきたい。

○佐野委員

◎除雪について

それから、除雪に関してですね、一生懸命除雪は頑張っているというふうに思います。

ただ、地域によってはまだまだ地域住民に、あるいは道路沿線の皆さんに、市民という立場で1人1人が考えてほしいなというケースも実はあるんですよね。除雪体制は一生懸命やってるけれども、いわば住民の協力度によって、かなりその体制が違うという側面があるということは、これは皆さん方も理解できると思います。

特に地域によっては、屋根の雪だとか小路の雪だとかいう雪を幹線道路に出してくるという問題があるんです。これは投げ場がないから出すんだというのは、それは理由は、気持ちは分かるんですけども、そのことによって、幹線道路あるいは比較的交通量の多い道路が、そのことによってかえって危険になったり障害が出たりするという、このイタチごっこの繰り返しなんですよ。それを、時間かけてもいい、あるいはいろんな方法を探って、少しでもやはり、雪はお互いさまのことですから、お互いの雪は迷惑かけないように、大変だけど頑張ろうという意識をどう周知、理解をしてもらうかということが大事なことだというふうに思うんです。

例えば広報車でね、大体地域というのは1軒出すとみんな出しちゃうということで、そういう傾向性ってあるわけですから、広報車の宣伝による注意喚起、あるいはイエロー看板ですよ。イエロー、要するに、ここに出すことによって迷惑かけますよと。こういうお金のかからない、雪の上に挿すわけだから、すぐ飛んじゃったり投げられたりするということを含んで、極めて簡単なイエロー看板、小樽市の名前で。というのは、近隣の我々、我々というか、住んでる人は、これはまずいなど、雪出しちゃまずいなど、あそこのうちいつも雪出してて本当は困るんだけど、注意したくても近隣同士の人間関係なんかがあって、なかなか注意もできない、見て見ぬふりするという、そういうケースがあるんですよ。

ですから、それは余りひどいときは、町会で注意したりいろんなことはあるんでしょうけれども、なかなかそれも難しい現実があるので、小樽市の広報による注意の喚起だとか、あるいは簡単なイエロー看板ですよ。雪投げるのやめましょうと。皆さん、おかげさまで迷惑受けてますよと。交通事故の問題、子供の通学の問題で危険ですよということを相手側に小樽市の名前で告知することが、1年たち2年たてば、やはり人間ですから少しばかり気が引けるところがあって、やはりまずいなど、こういう抑制の効果が出てくるのでないのかなという気がするんです。

現実も、あちらこちらの雪見ますけれども、結構わがままな雪の出し方してるところいっぱいあるんですよ。本当に困るなというのあるんだけど、やはりお互いに注意したくてもできないというこの現実、これを何かの形で補っていくために、イエロー看板、黄色い注意看板を何回かやるとお互いに注意意識が働くのではないかなと、こんなことをいつも思ってるんですけども、その辺はどうなのでしょう。

○土木事業所長

確かに委員のご指摘のとおり、市内において相当数、我々道路管理者として困っている路線がたくさんございます。したがって、我々も従来からですね、除雪懇談会、さらには町会等の方にいろいろお願いはしている経緯がございます。

今シーズンも10月18日から1週間ほどかけて除雪懇談会が始まります。その中で、我々の方も、今度皆様からの要求を受けるだけではなくて、市からのお願いということで、協力的にですね、その辺のお願いをしていこうというふうに考えております。イエローにつきましても、そういうご提案がありましたので、その辺も検討してみたいと考えております。

○佐野委員

除雪懇談会、間もなく始まるでしょう。要望を聞いたりお願いをするというのは、これは当たり前の話で、毎年やっている。それは集まってくる町会の中心的な人方というのは、みんなおっしゃるとおりで、本当に小樽市と同じ気持ちですと、みんなそういう人方ばかりなんですよ。だから、かといってその人方が皆さんになりかわって注意しましょうなんて言って歩けるはずじゃないと、こういう現実もあるわけ。だからこんな話になってるの。

まあ、イエロー看板がいいのか広報車がいいのか、いずれにしても、そんなことは違う方法があればそれにこしたことはないけれども、いずれにしても、それによって相当除雪障害にはなってるという現実が間違いなくあると。

およそ半分はそういうことで、この小樽市の除雪が悪いとか、事故の心配だとかというのは、ほとんどそういうところから発生しているという、その根っここのところを何か喚起を促すような、こういう方法を考えていけばいいのではないかと、こういうふうに思いますので、ぜひ検討していただきたい。

○佐野委員

◎街路事業について

時間の問題もありますので、もう１、２項目です。

土木部の街路事業関係で、時間ありませんからまとめて質問しますから。

街路事業で11年度７路線決算されてます。それと、同じく道路新設の改良事業も何路線か含めて、いわば道路をつくるという事業をずっとやってきてるんですけども、これは単年度で終わる事業ではなくて、当然毎年毎年、例えば昨年度はほしみ駅南通線が終わったと。12年度は幸線の街路事業が終わるとかと、こういういろいろあるんですけども、いずれにしても継続で、いわば現段階ですね、11年度、そして12年度も含めて、路線別の進捗、どのぐらいなのかということを示していただきたい。

それと、財源内訳かな。国庫負担金だとか道路の臨時交付金だとか市債でやってるといのは。これ細かいことでなくて総体的に言ってください。ただ、進捗状況だけは路線別に、どこの道路がいつ終わるのかという見通しが今の段階でわかればありがたいと、こういうことです。

○（土木）建設課長

まず進捗状況でございますけれども、平成11年度現在で街路事業については７路線行っておりますけれども、現在、委員おっしゃいましたようにほしみ駅南通が終わりまして、６路線ということです。

まず、街路事業からでございますけれども、幸線につきましては11年度末現在で事業費ベースで言いますと約90%の進捗状況ということで、現在も工事進めてございます。それで、今年度の完成を見込んでございます。

それから、長橋線につきましては、11年度末現在で89%の進捗状況ということで、これにつきましても一部沿道事業者の理解が得られてない区間がありますけれども、基本的には今年度の完成というのを目指して今進めております。

それから、銭函新通につきましては、11年度末で49%の進捗状況です。それで、今年度の予算が全体執行されますと約61%の進捗率になるということでございます。この路線につきましては、現時点では13年度の完成を目標に進めてございます。

それから、礼文塚通でございますけれども、11年度末現在で７%の進捗状況ということで、12年度の分が終わりますと約13%ということになります。いずれも用地補償関係を進めてございまして、まだ工事は入ってございません。完成目標といたしましては、現時点では15年度を目指しております。

それから、和宇尻中央通につきましては、11年度末で約29%の進捗状況でございまして、今年度につきましては、本工事を今年からかかろうということで考えてございまして、12年度末になりますと今の予定では37%の進捗状況になる予定でございます。この路線につきましても、完成目標は14年度と置いております。

それから、祝津山手線でございますけれども、これは11年度末で77%ということになってございまして、これも今年度の完成を目指してございます。

それから、道路事業の方でございますけれども、まず本通線の、これは交通安全でございまして、これにつきましては11年度の昨年の２次補正の段階で新規に着手したということでございまして、今年度の工事、もうそろそろ終わりますけれども、今年度完成の予定でございます。それから、失礼しました。本通り線については於古発通から浅草線までの区間でございます。延長約90メートルでございます。

それから、浅草線につきましては、今年度から着手してございまして、今年度の終わった段階では14%ぐらいの進捗状況になるだろうと考えております。

それから、於古発川通線につきましては、これは本通線から旧手宮線までの区間でございますけれども、11年度末で26%の進捗状況ということで、今年度の旧手宮線までの区間の完成を目指しております。

それから、上赤岩道線でございますけれども、これは11年度末現在で約80%の進捗状況でございました。今年度も鋭意工事を進めてございまして、今年度末で93%くらいの進捗率になるだろうと考えております。この路線につきましても、順調にいきますと来年度で完成の予定でございます。

それから、星置川通線につきましては、11年度末で64%の進捗率ということで、これにつきましても今年度をもって完成予定でございます。

それから、落の下通でございますけれども、これは昨年度、11年度末で95%の進捗状況でございますけれども、今年度、工事も既にかかっておりますけれども、まだ一部用地が未処理の区間がございまして、ただ、目標として今年度何とか完成させたいというふうに考えてございます。

それから、幸環状2号線でございますけれども、これは11年度末で73%の進捗状況でございますけれども、今年度をもって完成の予定でございます。

それから、豊井道線でございますけれども、これにつきましては11年度末で65%の進捗状況ということでございまして、12年度の予算が全体執行されますと約77%になるということで、これにつきましても順調にいきますと13年度に完成の見込みでございます。

それから、長幸線でございますけれども、これは11年度末で89%でございましたが、今年度をもって完成の予定でございます。以上、進捗状況でございます。

それから、財源内訳の関係につきましては、大きなくくりの中でお話しいたしますけれども、交通安全施設の関係におきましては、支出済額が1億2,146万7,260円となっておりまして、この財源につきましては、国庫補助金並びに交付金が8,479万1,000円、それから、市債につきましては3,600万円、一般財源につきましては67万6,260円となっておりまして、また、道路新設改良費の関係でございまして、これは支出済額15億2,560万6,456円の内訳といたしましては、国庫補助金並びに交付金、合わせまして4億710万円、市債につきましては11億1,690万円、一般財源につきましては160万6,456円となっております。

なお、ただいまの道路新設改良の中には臨時市道の一般事業も含まれてございます。

それから、街路事業費でございまして、執行済み12億3,800万の内訳といたしましては、国庫補助金並びに交付金が2億7,920万円、市債につきましては9億5,270万円、それから前年度からの繰越金が610万円。

以上でございます。

○佐野委員

各街路事業あるいは道路改良事業等が大体わかって、時間あれば細かい事業費の中身についてなんですけれども、ただ、今お話し承りまして、街路事業にせよ道路改良事業にせよ、道路をつくるということですから、当然まちづくり的な観点も入るだろうし、経済、物流の効果的な道路建設とか、市民要望だとか、いろんな要素が加わって道路が新しくできていく、改良されていくということです。

今お話聞いてますと、結構ピークなのかなというぐらいお金もかかっているわけですね。国の補助金にしても市債にしても物すごいお金でやっています。当然、今報告の中では、例えば祝津山手線とか幸線、長橋線は本年度で事業完了、あるいは道路改良では上赤岩は来年、それから落の下、それから星置川も今年で大体めどがつくということになれば、冒頭申し上げたように、いろんな観点から、では次はどこをやるんですかという話になるわけ。都市計画道路で結構市民要望の高い道路改良の要望というのは山ほどあるわけですから、当然、1つの路線が仕事終わったんだから、では次どこやるんですかという話になって、そのことが来年度以降どういうふうに展開されていくのか。つまり、どういう形で優先度をつけながらどこをやるのかという、これだけの多くの道路が今年度終わるわけですから、次の路線はどうなんですかという話。優先度含めて示していただければありがたいと、こう思います。

○（土木）建設課長

先ほどの各路線ごとの説明でもおわかりのことと思いますけれども、かなりな路線を毎年毎年整備してきたということで、逆に言いますと、路線数が多過ぎるとそれぞれの路線の進捗状況というのはなかなか進まぬというふうな、投資効果も早期に現れない。結果的には地域の方々にいろんなご不便をおかけすることが長引くというような状況があらうかと思います。

今後の路線選択の考え方でございますけれども、まだ具体には新規路線をどこにするかというのは決めてございませんけれども、考え方の基本といたしましては、これまでの道路、街路整備のいろいろな問題点、進捗状況としての問題点等も踏まえまると、なかなか大量の路線を同時並行で進めるというのは難しい時代に入ったなというふうに考えてございます。また、公共投資をめぐる環境というのは非常に厳しい中で、そう多くの投資を行うというのがなかなか難しい時代になってきている。となりますと、今後の新しい路線の考え方というのは、ある程度重点的に進める必要があるのだろうというふうに思います。

具体的には、例えば比較的小さな投資の中で大きな効果が見込まれるような、ボトルネック的な部分の解消。特定の部分が隘路がある部分、これを改良する事業であるとか、あるいは、いろいろな土地利用、効率的な土地利用を図る上で必要となるような道路についてだとか、あるいは商業振興、産業振興との関係で緊急性のある道路とか、そういった路線を選びながら、なおかつ路線数についてもある程度絞ってですね、重点的に進められるような形で行く必要があるというふうに思っています。そんなふうな考え方の下に、今後、新規路線の検討を進めていくことになるだろうというふうに思います。

○佐野委員

基本的なことは理解できるんですね。先ほど指摘したように、たくさんの路線が今年から来年にかけてなくなるわけですから、つまり、今の、今年が最高なのか去年が最高なのか、市の財政との絡みの中で、最高潮で多分この道路事業の予算というお金が入っていると思うんです。一方では、国の経済対策としての公共事業の比較的な流れがあったから、すごい高い率での公共事業的な道路にお金かけて、路線選択をしてやってきたんだけど、今後はやはりそういう経済情勢でないということでしょう、いわば。ですから、どうしても絞ると。要望があるから、あるいは来年度何本か道路が完了するから、似たようなペースではいかないと。つまり優先度は、より緊急性の高いところからやっちゃうという、こういう話ですよ。

それにつけてもね、やはり小樽市全体を見た交通体系だとか経済効果だとかということを含めた路線というのは選択しなければならない。中央通の拡幅も含めて。そういったことをきちっとした考え方でやっていただきたいなと、こういうことは実は思っている一つなんです。

ただ、道路を、今までないように、わずか何カ所か設定して集中的に、迷惑かけないように一緒にやろうなんていうのは、それはそれで理解できるんですけども、一方ではですね、こういう経済情勢の中で小樽市内の関連の土木関連事業者の人数が、それだけでなく公共事業が減ってきて大変だという、これは大変な声があるわけですから。小樽市の20何%ですよ、土木建築関連で生活をしている職業というのは。市民の25%ぐらいの割合が何らかの形で土木建設に携わって生活をしているという、こういう実態があるわけですから、効率的に、本数は減らして早くやればいいというだけではなくて、そういうある意味の経済的效果というものを踏まえて考えていかなければならないと、こういう側面もあるなというふうに思うんですが、その辺の見解を部長から聞いておきたいと、こういうふうに思います。

○（土木）建設課長

さきにお話ございましたように、現在の道路の投資額というのは、ここ2、3年は非常に高い水準にあるというふうに思ってます。それは昨今の低迷する経済状況の中での景気対策ということでの2次補正予算とか、そういった補正予算が大幅に組まれたということがあってと思います。ただ、今後、現状の水準を今後も維持するというのは

本質的には難しいと考えておりますし、ある程度の事業費の縮小というのはやむを得ない財政環境にあるなと思います。

ただ、委員おっしゃいましたように、公共事業の効果というのは、雇用の効果も含めまして経済効果は必ずしも小さいものではなくて、むしろ大きいものだというふうに思っておりますし、その意味での減少による影響というのは少なくない。そういう中では、私どももさまざまな行政需要の中で公共事業だけにお金かけるわけにいきませんけれども、そんな中でもいろんな市民ニーズの中から優先度、緊急度を選択して、やはり一定の事業量、事業規模の確保というのは何とか努力していかなければならないと、こういうふうに考えております。

○土木部長

今後の道路整備の在り方についてなんですけれども、建設課長からお話ししましたように、また委員ご承知のように、かなりの路線、平成に入って、昭和60年代前後も含めてですが、かなりの路線、郊外部、町中含めて整備をしてきました。そんな中で、これからやるとすれば既成市街地の中に戻ってくるだろうと。

そうすると、かつて、もう言われて久しいことですが、町中が若干後れているということがありまして、そんな中で、課長申し上げましたように、既成市街地の中での隘路解消だとかを重点にしていこうと。

そんな中で、私ども考えてますのは、町中で例えば1キロの路線やるとしますと、かなりの商店だとか住宅が支障移転になる。その中で、起きる現象として一番心配なのは、商店、施設が廃業されるとかという問題が起きるといふマイナス効果があること。もし効果的に先ほどお話の建設業に対する波及効果というのが、そもそも80ないし90%というのは、用地買収費ということになりますので、その問題もあるという中で、ではどんな方法があるかという、今部内で路線リストアップをしながら検討しているのは、建築都市部とうちと連携した話になりますけれども、建替え時に下がってしまって、その分を用地を買って、少しずつであるが道路を広げ、歩行者の安全なり冬の除雪対応なりに対応できるような方法があるのではないかなというようなことだとか、もう1つは、今後出てくるであろうプロジェクトの関連、ないしは、今、産業振興対策会議の関係やっていますが、その中で産業対策として求められる道路整備のようなものも出てくるであろうという、そういう想定をしてます。

そんな対応だとか、ちょっと多様な、今までと違った対応を検討しなければいけないということで、その中で一定の方向を見出しながら検討していきたいと思ってます。

○佐野委員

大変親切なわかりやすいご答弁ありがとうございました。そういう方向でぜひお願いしたいと思います。

時間になりましたので、住宅課長に通告してたんですけれども、やめますので。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。市民クラブに移します。

○大島委員

◎特目住宅について

福祉部にお尋ねいたしますが、特目住宅の件について、平成11年度の戸数、それから出入りの実績をお聞きかせください。

○社会福祉課長

特目住宅でございますけれども、平成12年9月現在で912戸ございます。11年度の出入りの実績でございますけれども、新築が16戸ございました。これは桜E団地と稲北の住宅でございます。それから、既存の住宅で25戸の空きがございまして、19戸が入居をしております。

以上でございます。

○大島委員

また、登録者といいますか待機者といいますか、それらの数はどのようになっているんですか。

○社会福祉課長

特定目的住宅の10月5日現在の登録者数でございますけれども、255世帯が登録しております。

○大島委員

そうしますと、ただいま答弁の中で新築が16戸ということをお聞きしました。さらに、255世帯の待機者といいますか、登録者がいるということになれば、もう少しこの新規というものについても考えるべきではないのか、そういうふうに思っておりますけれども、これは建築都市部になりますか。この点どうですか。

○社会福祉課長

特定目的住宅の登録者が現在255人ほどいらっしゃいまして、確かに多い数字でございます。今現在、先ほどご答弁したとおり912戸の特定目的住宅がございますけれども、現在、811世帯の方が入っております。ただ、特定目的住宅につきましては住宅政策という両面がございますので、この特定目的住宅を増やすかどうかということにつきましては、建築都市部の方とよく協議をしながら、今後、進めていかなければならない問題かなというふうには思っています。

○大島委員

ぜひですね、これを続けて、できるだけこのような255人というような待機者といいますか、少しでも少なくするような努力をしていただきたいと、そのように思います。

○大島委員

◎平成11年度決算について

続きまして、決算説明書に入らせていただきます。何点かお聞きしたいと思います。

初めに、120ページの障害児海浜休憩所利用事業というのがございまして、291万390円の決算がなされておりますけれども、これらの内容と箇所はどこなのかお聞かせください。

○社会福祉課長

障害児の海浜休憩所のことでございますけれども、現在、蘭島海水浴場で実施をいたしております。

この内容ですけれども、海浜休憩所の利用券の交付とシャワー券を交付いたしております。平成11年度で利用者数が325人というふうになっております。利用対象者でございますけれども、心身障害者とその家族又は介護者というふうになっております。

○大島委員

この休憩所の利用券、これは休憩所に入る料金のうち幾らか補助をするということだと思いますけれども、これはどのような券で、金額は幾らなんですか。シャワー券も含めて。

○社会福祉課長

金額1枚につき幾らというのは、ちょっと今資料を持ってきておりません。申しわけありません。後でご報告します。

○大島委員

実は、来年度、地主さんと交渉がうまくいけば、祝津の豊井の方に、車いすでも波打ち際まで行けるような新しい休憩所といいますか、それを計画されている方が実はおります。これは休憩所も含めて、また、浜に出る、水辺まで行く、波打ち際まで行くところも含めてですね、そういうことを新たに計画しているところがあるんですけれども、例えば、そのように新たに計画することになれば、それらの申請とかそういうものについては検討されるのかどうか、その点お聞かせください。

○社会福祉課長

今、蘭島海水浴場がそういうことで障害者の方々が多く利用されるということで、そういうことで契約してやっ

ておりますけれども、新しいところができるときに、障害者の方々がそういうことを利用することになれば検討することになると思いますけれども、ちょっと今の段階ではっきりしたお返事はできませんけれども。

○大島委員

毎回、ここ今年で3年になりますけれども、8月の最終土日に約120名、障害者、車いすの障害者です。ボランティアの方々も含めて120名ほど集まってサマーキャンプをやっている場所がございまして、その方々が、障害を持った方々あるいはまた家族の方々から、ぜひそういう場所が、通年といいますか、シーズン中、車いすで水辺に行けるような施設をつくってほしいと、そのような要望が実は出されて、今、地主さんと交渉中でございますので、交渉がまとも次第、また何らかの形でお願いにあがることもあるかもしれませんので、その点よろしく願いいたします。

続きまして、127ページの特別養護老人ホーム「はる」の増築等助成金ということで、233万4,079円、その内訳が出ております。この中で、当年該当支出予定額1,014万4,079円のうち、事故繰越金ということで780万が計上されておりますけれども、この内容についてお聞かせください。

○（高齢）管理課長

特別養護老人ホームの建設費助成についての件だと思いますけれども、今回、新聞等でも、議会でもご報告したとおり、はるの建設助成の不正事件といった事件がございまして、このことから、市の方といたしましても国庫補助金等が明らかになるまでは、今までお約束していた金額をそのまま出すことは適切ではないという考えから、元金分を助成するに当たって、市中銀行から借入れをお願いした経緯がございまして、利子分だけということで元金分を止めたところでございます。

○大島委員

裁判の結果次第では、これはまた生きるということですか。

○（高齢）管理課長

金額の方につきましては、正しいものを見て判断しなければいけないというふうに考えておりますけれども、いづれにいたしましても、工事費を水増ししたということでございまして、そういう意味では、この金額についてそのまま出ていくというような形にはならないのではないかとこのように思っております。

○大島委員

次に137ページと138ページ、137ページは市民会館の舞台設備操作保守管理業務委託料1,412万7,540円と、次のページ、市民センター舞台業務等委託料3,901万9,308円と計上されておりますけれども、このそれぞれの業務内容はどうなるのか。ここでちょっと、あれっと思ったことは、市民会館と市民センターを建物だけを比較してみると市民会館の方がかなり大きいし、なのに同じ舞台装置の関係でなぜこれだけの差があるのか。その点がちょっとわからなかったものですからお聞きしました。大幅に内容が違うのかどうなのか、この辺お聞かせください。

○市民会館長

舞台装置におきましては、委託料で昨年から舞台3人でお願いしているところでございます。

○大島委員

時間の関係もございまして、後で結構ですから、控室の方をお願いいたします。

165ページ、観光費の中で、旧水族館跡地整備費187万9,500円、これが計上されております。この内容と場所について、どこをどのように整備したのかお聞かせください。

（発言する者あり）

済みません。それでは、所管を間違いました。それでは、ちょうど用意しておりましたので、水道局に、局長の答弁でお願いしたいんですけれども、1点だけお聞かせください。

先日の総括の日に、水道の件については、検針の契約の問題、あるいは未収金の問題、いろいろ尋ねてご答弁も

いただきました。そしてまた、企業会計の決算意見書を見ますと、水道については26ページ、下水道については35ページ、それぞれ未収金が増える傾向にある。不良債権にならないように早期に解消しなさい、そのように述べられています。

先日も申しましたように、これは決して小口の一般家庭の問題ではないということ。多くは大口の契約者の問題だと思います。聞くとところによりますと、駅前ビルには累積が5,700万もある、未収金。これらについても、ぜひ一般家庭に請求するような厳しい取立てをお願いしたい。これは増やしてはならぬものだと思っております。その点について局長の方針をお聞きしまして質問を終わらせていただきます。

○水道局長

水道、下水道とも健全な運営をするためには未収入金の確保ということが一番重要だと認識しております。今委員ご指摘のとおり、やはり未収金の中で大宗を占めるのは事業者の、いわゆる業務用の料金ということが大宗を占めてございます。ご指摘の今委員からお話しのあるところもございますが、上位50社というふうに毎年分析してございますけれども、やはり昨今の経済情勢の中、いろいろと事業運営の中で不振に陥りながら、なおかつ懸命にやっていたいている方もいらっしゃるしまして、私どもとして、今委員がご指摘のとおり水道を止めますと事業活動が成り立たないという事業者がございます。その場合につきましては、私ども分納の約束をしながら、事業が回復するまでの間、分納の約束どおりいただいていくということもやはり必要なことではないかなという判断をしながら、今分納の約束の正確な徴収といいますか、お支払いをいただくということについて、私どもの担当といたしまして相手方の責任者に対して一定の対応をしながら、約束の履行について懸命に努力をしているということでございます。

それと、今委員ご指摘の駅前ビルの件につきましては、昨日も申し上げましたが、あの駅前再開発事業といえますのは、小樽市が直接やった事業でございます。1ビル、2ビル、3ビルに110を超すテナントが、それぞれ皆さん努力しながら事業しているという中で、やはり駅前ビルはその管理運営に携わっている会社でございますので、今ご指摘の件もございますが、私ども駅前ビルとお約束をしながら、全額いただくところを、やはりいただけない部分もございます。ただ、これはお約束をしながらですね、毎月きちっといただいてございますので、この辺につきましても、今委員ご指摘のところと駅前ビルとの関係がどのような形になっているかわかりませんが、ぜひ担当者の方には滞納のないような状況にさせていただきたいということで、お話しもしてございます。駅前ビルの担当者の方は大変誠意をもってやっていただいておりますので、私どもとしては注意深く見守りながら、今後、努力をしてまいりたいと、こんなふうに考えています。

○大島委員

終わります。

○委員長

市民クラブの質疑を終結しまして、自民党に移します。

○松本(光)委員

◎下水道事業会計について

下水道事業会計について何点かお尋ねします。

平成11年度下水道会計の単年度の純損失が5億1,750万6,000円ということですが、過去5年間の単年度の純損失と、それから、その繰越欠損額といいますか、その点について。

○（水道）総務課長

下水道事業にかかわります単年度の純損失及び累積欠損金でございますけれども、単年度純損失につきましては、平成6年度9億4,500万、平成7年度10億4,500万、平成8年度10億1,800万、平成9年度8億2,800万、平成10年度

6億7,800万、平成11年度5億1,700万となっております。また、各年度の繰越しの欠損金でございますけれども、平成6年度は71億8,200万、平成7年度は82億2,700万、平成8年度は92億4,500万、平成9年度は100億7,400万、平成11年度は112億6,900万となっております。ただ、その単年度の純損失につきましては、不良債務は出てございません。そういう状況になってございます。以上です。

○松本(光)委員

平成11年度、5億ですけれども純損失があった。平成7年度、8年度、10億あったのが半分の5億に下がっているということの大きな理由は何でしょうか。

○（水道）総務課長

単年度の欠損金が10億が5億になったという大きな要因といたしましては、平成9年度に料金改定をさせていただきまして、それ以降、人件費の減、それから、大きいものは企業債利息が7%ぐらいあったのが2%ぐらいに今現在なっているという状況の中の企業債利息の減、それから、私ども維持管理費などの節減をしております、そういうものの減、それに加えて、マイカルができましたので、マイカルの下水道使用料の収益の増が大きいものと考えております。

○松本(光)委員

企業努力とマイカル効果ということだそうですけれども、5億の純損失で済んでるといっても、毎年20億からの一般会計からの繰入金があるわけです。平成6年、20億だったのが、だんだん一般会計の繰入金が、平成11年度は22億4,200万と、6年、7年、8年、9年、10年と徐々に少しずつ繰入金が増えているのはどうしてですか。

○（水道）総務課長

平成6年度20億が平成11年度22億にという件でございますけれども、一番大きな要因といたしましては、下水道会計、多額の建設資金を要しまして、それに伴う償還金とか利息、いろいろ払いますので、そういった部分の収支不足の繰入れと、それから、減免に対する繰入れですね、それが一番大きな要因かというふうに考えております。

○松本(光)委員

この一般会計の負担金といいますか、繰入れが20億から毎年あるわけですけれども、これに対する国からの交付金がどのように影響されておりますか。

○（水道）総務課長

一般会計の繰入れにつきましては、基準分がございまして、例えば雨水が下水に流れ込む量だとか、そういった基準に対しては国からの交付税が措置されておりますけれども、ただ、基準外につきましては、収支不足とかそういった部分につきましては交付税の措置はございません。

○松本(光)委員

繰越欠損金が平成9年から100億円を超えているわけです。これは設備投資、欠損金といっても設備投資が主なもので、固定資産は683億余りあるわけですから、100億といっても多いのか少ないのか、これに対しては100億円を超えていることについてはどのように考えますか。

○水道局長

損益の関係でございますが、委員ご承知だと思いますけれども、今私どもいただいております使用料、これの供給単価というふうに言ってますけれども、145円になります。これに対して処理原価、これが253円ということで、大幅に処理原価が上回っております。これが単純に申し上げますと損失が出ているということでございます、では、いかほど使用料がいただけるのか。これは平成9年にいろんな議論をしていただいたわけございまして、審議会等のお話いただきました。やはり私どもとしては、先ほど課長から言ってます不良債務が出るかどうかというのが一つの目安でございますし、一般会計からどのぐらいの収益的収支に対する不足に対していただけるのかという問題もございまして。また、審議会の意見では、使用料で賄う、いわゆる資本費の算入率、これを30%を上限にし

ていただきたいというような審議会の答申もございまして、やはり使用料の供給単価が処理原価に対して著しく低いというところで、こういう現象が出てきているのではないかというふうに分析しております。

○松本(光)委員

営業費用26億のうち、営業収益が21億ですから、ちょうどそこで5億円ありますから、そういう形になります。この営業収益を上げる方法、どういうことを考えていますか。

○（水道）総務課長

営業収益を上げる方法ということでございますけれども、今現在、塩谷地区または張碓地区の水洗化の工事をしております。そういった工事ができまして供用開始になった時点で水洗化の促進をやはりしていかなければならないと思います。また、その処理区域内におけます水洗化されてない家庭に対しまして促進を進めて、少しでも下水道使用料が増えるような形で努力をしていきたいというふうに思っています。

○松本(光)委員

そのほか、営業外費用、これで支払利息が結構大きいと思うんですけれども、これの改善ですね。先ほどのご説明で2%台に下がっているものもあるということですが、2%台から最高は何%まであるんですか。

○（水道）総務課長

最高ですね、2%から、ちょっと私の資料では6%以上、7%というふうに記憶しておりますけれども、それくらいの感じです。

○松本(光)委員

今の低金利時代に6%、7%というと非常に高金利なわけですが、ほとんどは国からの資金ということで、そう簡単にはできないということですが、住宅事業特別会計なんかでは、借換えを一部しましたね。水道の方ではそういうことが可能なかどうか。

○（水道）総務課長

水道局の方の借換の要件というのがございまして、水道会計、下水道会計それぞれ違いますけれども、水道会計で申し上げますと、借換えることができる条件といいますのは、供用開始から25年までの水道、下水道事業、それから、前々年度における有収水量1トン当たりの資本費が124円以上、それから、前々年度の有収水量の1トン当たりの使用料が119円以上、これが大きな前提になってございまして、ただ、小樽市の下水道事業につきましては昭和32年供用開始なものですから、44年ほどたってございまして、25年という大前提に当てはまらないものですから、この借換えについては難しいというふうに思います。

○松本(光)委員

まあ、難しいということですが、営業外費用が約20億、それで、受益者負担金とか営業外収益が約20億、これでちょんなんですよ。そうすると、営業費用と営業収益、これの営業費用をいかに上げるか。減価償却もこの中に入ってますから、そう簡単には下がらないでしょうけれども、あとは営業収益を先ほど申し上げましたように、いかに上げるかということにかかってきます。普及率が何%になってますか、下水道の。

○（水道）建設課長

11年度末現在で処理可能の整備率については96%ということになってございます。

○松本(光)委員

普及率96%ということですので、100%に向けて、ただいまおっしゃいましたように適正な数字を、効率的な数字を目指しながら、まだ供用されてない市民が平等に公平に行政サービスを受けられるように、今後とも努力をしていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

再開時間は２時45分といたします。

休憩 午後２時２３分

再開 午後２時４５分

○委員長

会議を再開し、質疑を続行いたします。共産党。

○中島委員

◎平成１１年度決算について

それでは質問いたします。

最初に、決算の基本的な問題なんですけれども、11年度決算では単年度収支で５億9,100万円の黒字と、こういう報告であります。

実際には国保は２億円の赤字で、累積赤字は32億円、病院会計は年度末の不良債務が６億6,835万円、累積で50億を超える赤字状態です。これらの累積赤字に対して、一般会計から貸付金で対応しています。翌年、利息をつけて一般会計に返却する。また借りて赤字の補てんをすると、こういう形を繰り返しているわけなんですけれども、私はまだ新人議員でよくわかりませんが、こういうやり方というのは通常当たり前のことなんですか。これについてお答えください。

○保険年金課長

ただいまの累積赤字の一般会計とのやりとりについてでございますけれども、国保の財政原則につきましては、半分を国庫の負担、残りの半分を保険料で賄うというのが原則になってございます。それで、法定外で繰り入れていただいている分につきましては、保険料の負担の軽減を図るということで財政原則の特例ということで条例の附則を改正した中で、市の単独の繰入れ２億5,000万円と財政安定化支援事業ということで、国から地方交付税措置されております５億9,000万ほどを繰り入れていただいております。そのほかの赤字の分につきましては、原則として保険者の責任ということで借入金をもちまして処理しております。

○中島委員

財政課長から全体について説明いただきたいと思います。

○財政課長

今、国保から説明ありましたがけれども、病院会計を含めてでございますけれども、いわゆる特別会計、企業会計含めまして、基本的には一般会計とのやりとりの中で一定の基準がございます。

一般会計側からいたしますと、繰り出す基準に合うものと、それから、その基準を超えて出すものという形になってございます。今の貸付金につきましては、いずれもその会計の収支上の赤字が出てきているものでございますので、一般的には基本的には繰入金として措置するべきものではないものとなってございます。ただ、その会計の中での収支上の赤字ということになりますので、それを一時的に補てんする措置として貸付金という手法を用いてございます。

○中島委員

今のお話では、一般的にはこういう形で貸付金で対応する内容ではないと。また、保険年金課長のお返事でも、こういう赤字については自治体の負担として処理しなければならない課題だと、こういうお話です。

本来なら、やはりこれは一般会計からの繰入れで対応する中身が本当ではないですか。あるいは繰り上げて翌年度分の予算から先に充てる、こういう形で対応するのが本当ではないですか。財政課長、どうですか。

○財政課長

国保につきましては、先ほど課長からご説明があったとおりなんですけれども、従前はこれまで貸付金の手法を

とらずに、今ちょっと委員からお話ありましたが、歳入欠陥を起こして赤字になったときには、翌年度歳入の繰上充用という形をとってまいりました。ただ、その額が毎年度の赤字の中で大変膨らんできて、その翌年度の予算にも支障を及ぼすような額にもなってまいりましたので、やむを得ない措置として今貸付金の手法をとっているところでございます。

ただ、このものにつきましては、あくまで一般の税として、一般会計からの繰入金として負担すべきものかどうかというのは、先ほどの繰返しになりますが、保険年金課長からもご答弁ありましたように、基本的には保険者の負担というか被保険者の負担ということになる性質のものでございますし、それからまた病院会計のものにつきましても、基本的には一般会計との中でのルールである繰入れ、繰出しの基準以外のものにつきましては、基本的には繰出し、繰入れで措置するものではないというふうに考えてございます。

○中島委員

そうは言いますけれども、国保と病院の累積赤字の合計額は約82億円、年度末の減債基金が31億5,200万円が残っています。これを例えば充てたとしても50億円のマイナスで、これは繰り出す対象物ではないと言いながら、このままずっと放置しておく、あるいは手当てをするとしても、既に財政としては大変な赤字、破綻状態だといえるのではないかと思います。

こういう点では、これでも小樽の11年度決算は黒字が出て、問題ないとは言っていないようではございますけれども、特に対応する必要がない、こういうふうな判断でしょうか。

○財政課長

問題ないというふうには全然思っておりませんで、確かに実質収支で9億数千万の黒字を出しておりますけれども、今のような国保の中に含んでいる赤字ですとか病院会計で抱えております実質の収支不足ですとか、こういうものを考えますと、いずれそれがまた今後増えていくような状況も考えられないわけではありませぬので、そういう状況を考えますと、市全体としてみればやはり大変厳しい状況にあるとは考えております。

○中島委員

今のお話ですと、結局、黒字どころか実際には赤字なのに、貸付金で処理を繰返し、赤字隠しの実態になっている。そういうふうに考えられませんか。

○財政課長

意図的に国保ですとか病院会計の赤字を隠すために今の貸付金の処理等をしていると、会計処理をしているということではございませんで、いわゆる、先ほど申し上げましたけれども、それぞれの会計においてその決算処理をしなければならないということの中で、一般会計からの貸付け、借入れという措置をとっているということでございます。このルールにつきましては、例えば今回の決算書の中でも、国保につきましても実質これだけの30数億ある、その赤字、あるいは病院につきましても実質的に50億程度あるというのは、これにつきましては特別委員会を通じまして、そういう場を通じましていろいろご説明しておりますので、決して隠しているということではないというふうに考えております。

○中島委員

意図的に赤字隠しをしているわけではないと、たとえそうおっしゃったとしても、結果的にやっていることは、大変な財政破綻の実態でありながら黒字の決算を出している。こういう事実ですね。小樽市の財政健全化計画を今年中に出すと、このように返答を聞いていますけれども、国保や病院の累積赤字に対する解決の問題、今後の対応の問題を含めて方針化する予定になっているのでしょうか。いかがですか。

○財政課長

策定する予定の健全化計画の中身につきましては、まだこれからの検討でございますので、詳しくは今のところまだありませんけれども、ただ、今お話ありました国保などにつきましては、基本的には国の抜本改革の動向を見

るというのは非常に重要な課題というふうに私たちも承知してございますので、そういうような基本の国の方の動向を見なければならぬというのがありますので、健全化計画の中でどこまで出せるのかというのはこれから検討してみたいと考えております。

○中島委員

どうしてもそこら辺の中身が必要な課題だと思います。

この項目においての最後ですけれども、監査委員にお聞きします。

今私が言ったとおり、実質５億9,100万円の黒字といいながら、国保、病院それぞれの会計で大変な赤字を抱えて、貸付金で毎年毎年対応している。こういう実態を含めて、財政状態については黒字財政だというふうに言い切って、これで問題ないというふうにお考えでしょうか。

○木野下監査委員

問題ないとは言い切れないと思いますけれども、一応会計処理上そういう体制をとらざるを得ないというのが原課の実態ではないかと見ております。そしてまた、そのやり方が違法であるとは言い切れないと思います。そういうことで、監査委員としては適正であるという監査意見書を出しておる次第でございます。

○中島委員

違法ではないというお話ですけれども、財政の健全化の問題としては大いに課題が残るというふうに押さえないと思います。

○中島委員

◎国保の問題について

それで、次に国保の問題について質問を移します。

小樽市の全世帯に対する国保の加入割合は、お手元に資料をお配りいたしました。年々増えております。11年度は約32%、人口割合でいきますと42.6%と４割を超えています。また、その一方で低所得者に対する保険料軽減対象、いわゆる法定減免ですけれども、これもどんどん増加して、国保全体の48.8%、半数に近い方々が低所得者対策の割引を受けなければならない実態です。これについてはどのようにお考えですか。

○保険年金課長

国保加入者の増加と、それから低所得者に対します法定軽減の増加についてでございますけれども、加入者の増加につきましては、これまで老健対象の方につきましては従来からずっと増加傾向にございます。それから、一般の若人分と言っておりますけれども、一般分につきましては平成９年度まで、それから退職被保険者につきましては平成10年度まで減少傾向にありましたけれども、以後、増加傾向を示してございます。

これは一般、退職につきましては平成９年が顕著でありましたけれども、国保組合から、また政管健保からの移行者が非常に増えました。主に土木関係、また建設関係の方が非常に多いわけなんですけれども、事業所に在籍したまま医療保険制度は国保に加入するというような現象が生じております。これは主に長引く景気低迷等によりまして、事業主の方が事業主負担を払い切れないという面がありまして、適正ではありませんけれども、事業主負担を回避するという形の中で国保に移行してきている状況があります。これによりまして加入者が増加しているということになりました。

また、低所得者の軽減対象者の増加でございますけれども、これは大きくはやはり不況ということが影響していると思います。そのほかでは、先ほどの土木、建設関係の方の就業日数がやはり少なくなってきているということがよく話に聞かれます。そういうことによりまして実質の収入が減っているのだろうというふうに考えております。

それから、もう一つにつきましては、高齢の方といいますか、65歳になりますと所得換算が、年金収入換算でございますけれども、70万円から最低140万円という控除を受けることになります。そうしますと、年金収入は変わらないんですけれども、控除が多くなるものですから実質所得が下がるという、高齢対象の方の人数が多いものです

から、新陳代謝の中では所得が減る。つまり軽減を受ける方の人数が増えてくるというふうに考えております。

○中島委員

大変厳しい実態が報告されたと思います。

国民健康保険料の方は、同じように資料を見ますと、1人当たり小樽では8万4,888円年間です。道内主要都市との比較で見ても決して低くはない。3番目に高い額です。最高限度額は52万円、この10年間で13万円上がっている状況です。先ほど財政課長は、国保の事業会計については必要な医療給付に見合う負担をすべきだ、このようにおっしゃいましたけれども、こういう医療費に見合う保険料にもしするとしたら、一体幾ら新たな負担が増えるのか。市民負担のこの8万4,888円はどういう額になるというふうに考えればよろしいのでしょうか。

○保険年金課長

今の質問につきましては、例えば平成11年度におきまして赤字が生じたわけなんですけれども、この赤字を解消するとしたら保険料が幾らかという。一応2億円の赤字が出てございます。一般の現年度分の保険料につきましては31億ほどになっておりますので、割りますと7%ほどの保険料の改定をしていれば収支の均衡がとれたのではないかとこのように考えます。

○中島委員

保険料の収納率が低い市町村に対しては、今、補助金を減らすということをやっています。小樽市の保険料の収納率は今幾らになっているか、それをお聞かせください。

○保険年金課長

一般被保険者の収納率でございますけれども、11年度の決算では91.05%となっております。

○中島委員

この収納率については何%かによってペナルティーが変わってきます。減額率は現在の90%を切ると、今度は5%から7%に負担が増える。そうすると、現在のペナルティー額から比べると幾らぐらいの負担になるんですか。

○保険年金課長

平成12年度のベースで試算いたしました数字でございますけれども、介護の2号分の保険料が12年度から上積みになっておりますけれども、これを含めまして5%で約9,000万円ほどということで数字が出ておりますけれども、これが2%さらに増えまして7%になった場合につきましては、さらに3,600万円ほどペナルティーが増えることになります。

○中島委員

資料でおわかりのとおり、ペナルティーのこれまでの合計額は、昭和55年から11年度分も入れますと累積で2億2,398万2,000円という形になっています。収納率対策を強めるということでいろいろ苦勞していますが、それでは収納率が100%になれば国保財政の問題が解決するのか、この点どうですか。

○保険年金課長

収納率が100%になりますと、まず1つ、今出ております11年度ベースでは8,600万円ほどのペナルティーがまず解消されることになります。それから、100%となりますと、今一般分で91%でございますので、9%改善されるということで、調定額31億円に掛けますと約2億7,000万円ほどが黒字になりますので、合わせまして、その合計額が黒字ということでは黒字基調に転じるものというふうに考えております。

○中島委員

これは黒字にはいったんなったとしても、累積赤字の解消の問題、ペナルティー額もずっと続いているわけですね。そういうのを解決するということになるわけですか。

○保険年金課長

今現在、今単純に100%になったときの影響分につきましてお話し申し上げましたけれども、小樽市の場合特別と

いいですか、小樽市はちょっとやり方違って、法定どおりになってごさいません。医療費の負担に連動した保険料になっていないということでございますけれども、近年、景気不況等によりまして加入者の所得が落ちて、それに伴いまして1人当たりの保険料も落ちてございます。そういう中で、今後も医療費がどんどん増え続けるということになりますと財政は悪化することになると思います。

それと、今5億9,000万円ほど財政安定化支援事業というものが入ってきてございますけれども、これも単年度限りの閣議決定で毎年毎年綱渡りで入ってきている部分があります。これは保証がないということもあります。これらの国の対策等もありますので、収納率が100%になったからということだけでは根本的な解決にはならないというふうに考えております。

○中島委員

たとえ100%保険料徴収されても根本的な解決にはならない問題があるわけです。小樽市の国保医療費、国保の医療給付ですけれども、全国平均に比べて大変高いために、昭和63年から高医療費市町村に指定されています。この内容について説明してください。

○保険年金課長

高医療費市町村の指定でございますけれども、これにつきましては、全国の年齢階層別の平均医療費に小樽市の年齢階層別の人数を掛けまして出した基準額、基準医療費というものを求めます。それから、一方、特別な事情によって増加しているであろうという要素を除いた小樽市の実質医療費、これとの比較におきまして1.17倍を超えますと高医療費市町村ということで厚生大臣から指定を受けます。

ちなみに小樽市の数字は1.33倍ということになってございまして、全国では120市町村が指定されておりました、北海道の中では47市町村が指定されております。指定された場合には、保険者において安定化計画というものをつくりまして、医療費の適正化に努力していかなければならない。それから、その指定された年度の安定化計画で医療費の適正化を図るべきであった年の実績が2年後にわかるわけですが、その結果が1.14倍を超えるということでありましてペナルティーが課されるということになっております。

○中島委員

そういう内容で、簡単に言えば、全国でかかる医療費の平均額を出す。総医療費から数を割ればいいんです。いろいろ年齢加算とか若干の見合うところはあるんですけども、かかった医療費を市町村の数で割って平均の医療費を出して、それより高いところは高医療費市町村、こういうふうになるわけですから、これは絶対値ではなくて相対的に毎年毎年医療費が高いところは出てくるわけです。そういうふうに考えれば、小樽のように高齢化率が高くて、いつも国保に書いてありますけれども、医療機関の多い市では、どうしたって医療費がかかる。いつまでたっても高医療費市町村のままではないか、こういう懸念がされます。

これについても資料でお示ししましたけれども、累積ですね、高医療費市町村の基準超過共同負担、こういう形で毎年小樽市はかっこの中ですが、11年度は4,397万8,000円、今まで平成2年から3,646万5,000円累積分、簡単に言えばペナルティーと言っても罰金ですね。医療費が高いから、これだけの罰金を課せられているということです。これが先ほどの収納率に対するペナルティーのほかに支払わなければならない額として積み上げられていることになります。

この中身を見ますと、小樽市も保険料の分の27億2,000万、高医療費市町村負担分の3億6,000万、小樽市負担分です。合わせれば30億8,000万。現在の累積赤字の7割方が帳消しになる、こういう額です。私はこういうやり方が小樽の財政、国保の財政を厳しくしてきたのではないかと考えているんですが、実際に高医療費を改善するための具体的な対策というのはどのようにお考えなのでしょう。

○保険年金課長

高医療費の改善につきましては、厚生大臣から高医療費市町村ということで指定されたときに安定化計画という

ものをつくっていくことになります。その中で、いろいろメニューはございますけれども、保健所、また福祉との連携の中で医療費の適正化を図っていくということになります。

例えば、レセプト点検をしていく、または医療費通知をして啓発を図っていく。また、保健婦さんによる訪問指導、また訪問栄養指導とか訪問歯科指導、あと健康相談、健康教育等、いわゆる保健所で老人保健法に基づきます事業、それらの推進。それから、それに対しまして国保の会計から事業費を一部助成するような形でございます。それから、国保独自の事業としましては、例えば日帰り人間ドックの実施等10種類ほどのメニューがございます。それから、平成12年度でいいますと、コンピューター健康診査というのも始めまして、今後5年間やっていきたいというふうには考えておりますけれども、そのようなことで医療費を削減するような努力を続けていきたいと考えております。

○中島委員

小樽市の国民健康保険平成10年版に、今課長がおっしゃった保健事業活動についての経年的な推移が出ております。それで見ますと、人間ドック、減ってますね。それから、検診の方も胃がん検診以外はがん検診毎年数が落ちています。保育所の子供たち対象の口腔保健事業、成人病健康相談なども減少してます。これで安定化計画を積極的に推進しているといえる内容なのかどうか。どうして減少しているのかを明らかにしてください。

○保険年金課長

今委員からのご指摘にございましたように、人間ドック事業、平成8年に始めまして、当初100人の枠の中98人ということ、それから、翌年度には200人の枠の中143人の受診者がございました。その後、79人、65人ということで確かに減ってございまして、非常に残念なことだということで考えております。

これにつきましても、はがきによる個別勧奨のほかに、エフエムオタルとか、インターネットといいますが、ホームページでのPR、また広報、またテレビ、新聞ニュース等含めましていろいろPRもしてございますけれども、なかなか、12年度は、今現在、対象年齢拡大も図ったことがありまして若干増えておりますけれども、実態としては少なくなっております。

これはどういうことかというふうな分析でございますけれども、小樽市には医療機関が非常に多いということで、受診されてる方、いわゆる受診率がすごく高いわけでございますけれども、その医療機関の中で、日ごろ血液検査であるとか血圧検査等を常に行われているという安心感があるんだろうというふうにアンケート調査の中で出てございます。そういうようなことでなかなか受診しない。それから、わざわざ受診料を、自己負担してまでは受診しないのだろうというふうに考えておりますし、それから、一度受けまして何でもなかったという方、それから、やはり病院にかかりなさいというふうに言われまして、その後、通院・入院されている方含めまして80%ぐらいいるんですけれども、その方たちはもうリピーターになり得ないということもありまして、なかなか伸びていかないというふうに考えてございます。

○保健課長

保健所の保健事業の部分を私の方からご説明いたします。

まず、口腔保健事業として歯の健康診査ですね。保育所などの歯科健診の数字が、開催数、それから参加人数とも、平成10年度については8年、9年から比べると減っているというご指摘ですが、これは数字のとり方が平成9年度と10年度との間で変わっておりまして、それまでは歯科の衛生士、歯科医が担当しておった事業のほかに、栄養士や保健婦と一緒にいった母親学級とか、そのようなものの事業数も含めていたために多く出ていたのが、平成10年度からは歯科の方でかわった事業、具体的に言いますと、1歳半健診、3歳児健診における歯科の健診とか健康教育、それから、1歳半の母親に対して、また、それから所外の保育所に出向いて行う健診、保育所で行う歯磨き指導などの数字に限って計上したために、平成10年度では数字が小さくなっておりますでございます。

それから、健康相談の数字がやはり平成10年度では小さくなっている。実は平成11年度の数字を申し上げますと

393回の2,584人ということで、平成10年度よりもまた小さくなっておりますが、これにつきましては、健康相談というのは、これも事業の内容を申し上げないとわかりませんので言いますけれども、保健所におきまして、火曜日、木曜日、金曜日、あるいは場合によっては日曜日におきましても、検診を受けた方への要指導、要治療の方への個別の相談会をしております。これについては、年間通して190回ほどで、回数も10年度、11年度も変わっておりませんし、また、それを利用される方の受診率も6ないし7割ということで、合計すると1,500名ほどで落ちているわけではございません。

そのほかの健康相談の人数、またその実施回数は何かといいますと、これは健康教育で所外であるいはまた所内で行った場合に、再度ですね、講演した後に質問コーナーとか相談コーナーというのを設けまして、ご質問があれば、2人あれば2件、3人あれば3件ということで、その場合は回数も1回、それから件数もそれなりに計上しますが、ご質問がない場合には、回数にも、また延べの参加人数にも計上されないというような、果たしてそういう数字のとり方でいいのかどうかということもありますが、そのような数字が反映されておるものでございます。

それから、健康診査につきましては、胃がん以外は減っているではないかというご指摘がございました。特に9年、10年あたりの落ち込みが目立つのは子宮がんと乳がんの検診でございます。これについては、ご承知だと思いますけれども、ちょうどこの時期に、がん検診無用論というような本を書いたり、あるいはマスコミなどで話をされる方があって、一部もっともな面もあったりということがあって検診を控えた方が多かったのではないかと。特に、そういうマスコミに敏感なご婦人方においては検診を控えるという傾向が、これは小樽だけではなくて全国的に見られておりまして、子宮がん、乳がん検診については落ち込んだのかなと思っております。

なお、11年の数字につきましては、がん検診だけでなく一般健康診査もすべて、前の勢いを取り戻すかのように伸びておりますので、やはりがんは怖いというのが皆さんの中に浸透したのではないかと考えております。ただ、乳がん検診だけにつきましては、平成11年度の事を申しますと1,029名と非常に小さな数字でございますが、これは検診の方式を従来の視触診だけで行った方式を、マンモグラフィーを併用するという精度の高い方式に変換したためでございます。これにつきましては12年度、2年度目に入りまして、検診数も、また、がんの発見数も伸びておりますので余り心配はしておりません。

以上でございます。

○中島委員

丁寧な報告を受けましたけれども、要するに医療費を少なくするために、住民の皆さんが健康で生活できるようにするための計画だと思うんです。もっと旺盛に地域に出かけて検診率を高めたり、あるいは健康相談がたくさんできるような状況をつくるためにどうすればいいのか、どういうふうにしていくのか、そういう積極的な計画を持たなければ、一応やってますという範疇を出ないのではないですか。

そういう点で、国民健康保険が給付が大変だとおっしゃって、対策が必要だとおっしゃるなら、それに見合った保健事業活動をどう計画するかということが求められると思うんです。この辺についての今後の抱負という点ではいかがでしょうか。

○保険年金課長

今現在、保健事業を10種類ほど国保独自ではやってございますけれども、限られた職員の中で、今現在この財政運営と保健事業ということで、かなりぎりぎりの状態で今努力をしております。今後につきましては、いろいろと検討していかなければならない、また保健所等の協力も得ていかなければならないんですけれども、具体的に保健事業をやったということで医療費が直接目に見えて下がるということではなくて、非常に地道に続けていかなければならない面というのはすごくあると思います。国もそういうふうを考えておりますけれども、そういう意味では、委員ご指摘のとおりといいますか、保健事業につきましては私どもだけではなくて保健所の協力を得ながらと

いうことですが、考えていきたいというふうに思います。

○中島委員

保健所はいかがですか。

○保健所長

国保の赤字を少なくするというだけでなく、病気にならないようにする、いわゆる一次予防というのがますます重要さを増してきておりまして、そういうものが、今、国で大変一生懸命言っている「健康日本21」という、これから10年間の保健の計画、これを国並びに道、小樽市がつくっていかねばならない。具体的なものをつくり上げていくという作業に入ったところでございまして、具体的に何と何をやるのかということは申し上げることはできませんが、数値的に皆さんに納得していただける、そういう成績を出していきたいと、そういうふうに考えております。

○中島委員

国はですね、総医療費の45%を負担していた分、1984年からこの負担率を38.5%に減らしたんです。このときから国保料金の値上げが始まっています。そのほかに、今お話したように収納率の低い市町村に対して補助金を減らす、医療費が高い市町村に対しては罰金を与える、こういうやり方で1984年から1995年までの間に、国の国保に対する負担割合は、これまで約50%から36%に大幅に減らしています。今、介護保険が第二の国保になるのではないかと、こういう心配が自治体でもされています。国の負担を大幅に減らして国民負担を強める、保険料が払えなければ自治体の補助金を減らす、医療費がかかり過ぎるから罰金を取る、こういうやり方で国保事業を進めるのが国民健康保険法の理念である社会保障と国民保険の向上に貢献する、寄与する、こういうことになると、このようにお考えですか。この辺についてもお答えください。

○保険年金課長

確かに昭和59年、退職者医療制度ができたときに国の負担率が50%から、50%といたしますか、45%ということになると思いますけれども、45%から38.5%に落ちまして、それ以降、小樽市の赤字が続いてございます。済みません、ちょっと質問を失念してしまいました。

○中島委員

国民健康保険法の理念に基づいて、これでいいかということです。

○保険年金課長

いろいろペナルティーを受ける、高医療費ということでペナルティーを受ける、また収納率が低下するというところでまたペナルティーを受けてしまう、そういうことでございますけれども、国保制度につきましては社会保障制度という枠組みの中でも社会保険制度ということで運営されておりまして、国庫補助半分、それから保険料が半分ということで運営されてございます。

その中におきましては、ペナルティー政策につきましても、非常に私たちも喜んでそれを受けてるわけではなくて、毎日それによって仕事も増えてますし、非常に厳しい財政運営に四苦八苦しているわけでございますけれども、国の財政的なものがございまして、国庫補助負担の配分等につきましては全国市町村の公平、また加入者間の公平等もすべて配慮した中で、ある程度自治体で努力しているところ、また努力が不足しているところにつきましては一定のペナルティーを課していくというのは、社会保険制度を健全に運営する中ではやむを得ないのかなというふうに考えてございます。

ただ、そのペナルティー等につきましては、全国市長会等を通して改善等につきましては要望してございますし、私どもも平成14年度の抜本改革の進む中で、その辺もすべて解決していくようには願ってございます。

○中島委員

小樽市の国保は、今お話ししましたけれども、病院の方の累積赤字も含めて、経営としては大変な事態です。ど

ちらも命にかかわる、健康の問題に直面する中身になりますから、これの経営を正常化するという事は重大な課題だと思います。

こういうときにですね、マイカル小樽など大型プロジェクトに税金投入はいかがなものか。築港駅に7億円の無償譲渡など許されないことではないか。これについては、小樽市の決算で黒字になっているから財政が苦しいとはいえない、このように監査委員含めてお答えになった経過があります。けれども、今明らかになったとおり、黒字決算をしても内情は安泰という中身ではないことは明らかになったではありませんか。こういう点において、市民生活優先の予算の使い方にすべきだと私は考えますが、お答えいただける方いませんね。意見だけ言わせていただきます。

国保の問題では、保険料を引き下げて、収納率を上げてペナルティーを受けないようにすること、あと、ペナルティーをやめて、今までの分を全部小樽市に返してくださいと国にしっかり申し入れをすること、さらに、引き下げた補助金の率ですね、45%に戻すように国に働きかけることを強く求めます。その間、一般会計から重要な課題として手当てをするべきだと私たちは考えます。

国保については、以上で質問及び意見を言わせていただきました。

○中島委員

◎保育所の問題について

次に、保育所の問題について移ります。

決算説明書の保育所費では不用額が2,500万円出ています。これはどういう内容でこういう決算になったかお知らせください。

○児童家庭課長

保育所費ですけれども、保育所費についての市内のすべての保育所の関係等が出ているわけですが、この2,500万の不用額のほとんどが民間保育所に関するものでございまして、民間保育所の入所している児童に対してということで、この保育所費の下の方に、中央保育所管理運営委託料と私立保育所運営費負担金ということで計上してございます。中央保育所については、決算書で延べ1,269人の入所で決算をしておりますけれども、これについては入所予定が1,288人で、差が19人ございました。これ以外の民間保育所12施設では延べ9,732人の入所予定が、決算で9,652人と80人の数字が減になりまして、両方合わせて99人の減となったところでございます。

この2,500万の不用額の出た理由としては、2つございまして、今言いました99人に対する保育所費といいますか保育単価の部分と、去年は人事院勧告がマイナス回答出まして、当然保育所の保育単価というのはほとんどが人件費相当になりますので、それで保育単価が下がりまして、その結果、2つ合わせまして全体で2,514万3,000円ほどの不用額となって、これがほとんどが保育所費の不用額の部分になったところでございます。

○中島委員

大体100名近くの保育所入所児童の予定がなかったと。こういう結果だというふうに言っておりますが、それでは、保育所入所予定数というのはどのようにお決めになったのでしょうか。私は毎月、待機児童数調をいただいておりますけれども、小樽市の保育所は公立525、私立で890、合わせて1,415人の子供が入れる計画になっております。この子供たちの数全部で計算したということなんでしょうか。

○児童家庭課長

私、先ほど2,500万の不用額のお話はしましたけれども、これは予定人数でございまして、例えば中央保育所であれば、今まで定員が100人、今、民間保育所であれば、定員が今委員ご発言のように890人ということですから、これが12カ月ありまして、それで全部合わせて100人の延べで余ったということですので、これを単純に割ると、一つの保育所当たり1カ月1人に満たない数字ですので、これについては十分それに対応は可能な数字かなというふうに思っております。

○中島委員

待機児童解消のために、厚生省が保育所の児童入所人数について決められた枠を柔軟に対応して枠外保育を認めていますよね。この枠外保育を、上限どのくらいかということと、それと、この枠外保育の人数も含めて予算立てたのではないんですか。ここを明らかにしてください。

○児童家庭課長

枠外保育といいますか、昔は定員でということなんですが、年度途中ですと最高限度定数の25%増しまで入ってもいいですよというふうになってます。ただ、当然施設によっては基準等がいろいろございますので、入るわけにいきませんので、私どものその入所人数については、毎年の実績を見て決めて、どのくらいあるかということで類推して予算を立てておりまして、その25%増しとか何とかということをやったものではございません。

○中島委員

ということは、前年度実績ということであれば、前年度枠外で定員外で、定員数を多くして保育の子供たちを預かっているところはこの数で計算しているということですよ。これは幾つぐらいそういう保育所があったのか具体的にわかりますか。

○児童家庭課長

大変申しわけございません。今資料持ってきてないものですから。

○中島委員

最初に立てた予算の中には、当然定員数以外の、それを超えて入所予定を立ててこういう予算を組んだと、そういうことが考えられると思います。それで、実際には待機児童は解消してないんです。100人分余ったと言いますけれども、毎月毎月待機児童数が発生して、今年度の9月1日現在でも39名、こういう数が出されています。これはどういうふうに考えたらいいんですか。

○児童家庭課長

昨年度と今年度で国の少子化特例交付金事業ということで実施しておりまして、主に今年ですが、例えば銭函保育所で今その事業を実施しておりまして、この事業が完成すれば、今定員が75人を90人まで増やす。また、中央保育所がこの間工事終わりまして、今までの定員が100人を110人に増やしました。新光保育園で工事を今やっております、定員としては80人が90人になる予定でございます。これらの事業が終われば、一定程度の待機児童の解消はできるものというふうに思っております。

○中島委員

11年度の中ではそういう対策は届かなかったわけですから、こういう形になったというお話ですけれども、実際には保育所の機能あるいは広さというのは、園児1人当たりについてどれぐらいの広さの確保が必要である、園児何人について保育士が必要である、こういう規定があるはずですよ。25%増しでいけることを可能にしている状況ではあります、25%増しといえども、大変、4分の1、すごい数が増えることになると思うんです、一つの施設でいけば。こういう広さが確保できているのかどうか、そして、このことによって子供の保育環境が悪くなる、こういう心配はないんですか。

○児童家庭課長

私今その最低基準というのを持ってきてないんですけれども、当然25%までぎりぎりまで入れていいですよということなんですが、決して入れてるところはございません。というのは、当然最低基準なり人の配置基準があるものですから、それを勘案しながらやっているということで、子供の環境を悪化させるようなことはしてないつもりでございます。

○中島委員

つまりですね、できないことを厚生省は許可したと言って保育所の足りない分をごまかしてるわけです。

実際に保育所の保母さんに聞きました。小樽市の保育所はどこもぎりぎり最低の敷地面積でつくってるから余裕がないんです。そんなにたくさん受け入れることができないですと言っていました。だから、これから先いろいろな事業活動で子育て支援センターなり、あるいは時間外保育、日曜保育、さまざまなことを提案されても、スペースがない。実施していくことがなかなか困難なんだ。こういうご意見も聞いています。でも、今実際に待機児童の対策として、こういう枠を一定緩めるという方針が出てます。実際にはそんなに入ってません。今の段階では、私立の保育所で890人の定員に対して964人になっています。大体70人前後増やしているという状況で、一番多い園では桜保育園、60名定員のところ75名入れてます。さぞかし大変な状況だと思うんです。

私は、やはりこれは保育所を増やすのが本当ではないかと思うんです。入所予定人数を超えて入れてもいいよ、そう言ったって、子供の環境と保母さんの状況を考えれば、そんなにどんどん入れることができない実態は明らかです。待機児童もいる。こういう入所定員を一時的に緩和して対応することはできるとしても、本来的な解決の在り方としては保育所をつくることではないんですか。いかがですか。

○福祉部長

今、委員、保育所の増設ということでお話ございましたけれども、私ども、確かに少子化の中で保育所の待機児童が増えていることは間違いございませんし、そのために今回特例交付金で手当てをしたというところでございまして、私どもは増設でなくて、今課長から申し上げましたようなそういう手当て、委員ご存じのとおり25%やるためにはそれぞれ施設整備というものも必要になりますので、できる範囲内でそのような手だてで対応していきたいというふうに考えております。

○中島委員

高島保育所は9月1日現在で45人定員中44人入所しています。この高島保育所をなくして赤岩に新築・合併するという、そういう方針でございしますが、今の実態でも明らかなように、保育所は増やさなければならない。待機児童対策を枠外保育に頼って解消するべきではない。こういうふうに考えます。ぜひとも高島保育所を残し、地域ごとの保育の充実のために保育所を建設することを検討する、このことを提案したいと思います。

○中島委員

◎土地取得の不用額の問題について

最後に、決算委員会の初日に自民党から質問されました特別会計の土地取得の不用額の問題です。99.1%ということで、ほとんど使ってないというふうに思うんですけれども、土地取得事業特別会計、こちらを見ましても、土地の取得、こういうことにこの会計はお金を使わなかったというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○財政課長

土地開発基金で取得する土地の会計を整理する特別会計でございますけれども、今言われましたとおり、取得する物件がなかったということでございます。

○中島委員

この基金というのは、一定お金の流用は認められてますよね。一般会計に繰りかえ運用というのはなかったんですか。

○財政課長

基金条例の中で繰りかえ運用ができるというふうにされておりまして、11年度も繰りかえ運用をしております。

○中島委員

具体的には、どういう項目で何に使ったか挙げられるんでしょうか。

○財政課長

繰りかえ運用と申しますのは、一時的に基金を借用いたしますいわゆる資金繰り上の問題でございまして、その部分で借りてきて財源として何かをするということはございませんので、あくまで資金繰りに使ったということで

ご理解いただきたいと思います。

○中島委員

この土地取得事業特別会計というのは、土地を買うための予算ではないですか。それを一般会計のいろんな手だてに流用して、返したからいいと、そうおっしゃっていますが、本当に必要な買うべき土地はなかったのでしょうか。

第3回の定例会で、最上1丁目の公園設置希望が住民から陳情として出ておりました。しかし、共産党以外の全会派の皆さんは不採択ということで取り上げられませんでした。理事者の皆さんは、計画外だ、このようにおっしゃってましたが、こういう公園を取得する、こういうことはこの土地取得事業特別会計のお金でできない中身なんですか。

○財政課長

この会計の目的と申しますのは、公共用地の先行取得のためにある会計でございますので、一定程度の行政目的といえますか、それらのことが計画が整理されれば、その中で先行取得をしなければならない場合においてはこの会計を使うことができると考えてございます。要するにその目的なり計画性がどういうふうに整理されるか、その辺の問題だろうと考えております。

○中島委員

つまり、はっきりした目的があれば、土地を買うためにこのお金は使える。今回一切使わないで終わろうとしていますが、私どもが提案したこの公園取得の問題については、商大の管理している土地でございます。そして財務局に土地を委託して、今度の処分を決めるに当たり、公共優先の原則で北海道と小樽市に対して、この土地を使わないかと文書で打診をしている。その結果、使わないと報告を受けている。財務局の報告です。

こういう経過があったからこそ、一度断ったからといって買うことではなかった、こういうことかなと私は思っていますが、お金がないわけではない。住民要求もある。けれども、公園つくる気はないから断ったと、こういうことですか。これについてはどなたが答えいただけるのでしょうか。

○土木部次長

この件については、今委員がおっしゃっているような時系列的な部分はそのとおりでございますし、ただ、住民要望として出たのは今年の8月の下旬の話ですから、要望とその土地を市が取得しないんだということを直接結びつけられると、私どもとしては、先般の陳情段階で会派の方にご説明した段階でも、要望そのものを否定をしているというつもりはない。

しかしながら、基本的に、例えば建設の方にもお話ししたように、小樽市の公園をつくるという一つの将来の公園政策といえますか、公園をどういうふうにしていこうかという今の現状の判断の中で、街区公園を市内の中に土地を取得をしてですね、そして、今回の案件は遊具を含めると約1億円程度かかるだろうという推測もしたものですから、基本的に今の現状の中でできないという判断を私どもはしたわけですけれども、そういった状況をご説明をして、今回の陳情は否決になったというふうに私は理解をしてございますので、そういう意味では、お金があるから買うという、買わないとかという問題ではなくて、これから公園事業をどのように展開するかという一つの行政判断の中でさせてもらったということでございますので、その点をご理解いただきたいというふうに思います。

○中島委員

行政判断として公園をつくる計画を持っていない、こういうふうに解釈することになりますけれども、そういうふうに考えていいんですか。

○土木部次長

決してそのようなことを言うておりません。街区公園というのは基本的に郊外型で、私どもとしては開発行為の中で実態として土地の提供があった部分を今まで整備をしてきたという実態はあるわけですから。ただ、街の中に街区公園をつくっていくということになると、街の中の開発行為というのはそうそう行われるものではございませ

んから、どうしても土地の取得というのが条件になってくるわけです。

したがって、今の現状の中でその街区公園を土地取得をしてつくるという条件にはないだろうという判断していますので、今小樽公園を中心とした総合公園の整備をどのようにしていくかということですか、既存の街の中の小公園等々のリフレッシュをどうするのか、こういった形で公園整備というものを方向づけしていこうではないかという、こういう政策的な考え方を持ってございますので、やるやらないというてんびんではかかれると、基本的には現状そのような方向ですけれども、街区公園をつくっていかないんだという、こういうことを申し上げているつもりはございません。

○中島委員

いや、私は計画があるない、あったとしても、格好の土地が公共優先で声かけられているという事実があるわけですから、そういう土地についてですね、今改めて計画立てて、ではこれから公園のために、あるいはその他のために土地を買わなければならない。高いお金で買えない。こういう話は繰り返されるわけです。そういう点で、今回の商大から持ちかけられたこの土地購入の面について、十分な議論がされて、土地取得ということに関する問題での判断もあると思うんです。

もう1つの問題は、公園用地としての希望があり、買えるお金もないわけではない。マイカル、ベイシティ小樽から5億円もらって、まちづくりに使いなさいという形で基金になっている。こういうお金は市が計画立てない限り使えないんです。住民要望がある、場所も出てきている、こういうときに十分検討していただくということは私はやぶさかではないと思うんです。

こういう点において、もっと柔軟に、あるいは状況を見て、これから数年先にまた小樽の緑化計画、公園計画を立てる、そのとき改めてまた土地を探す。こういうことになっていくんだったら、十分今検討する課題だと考えてもいいのではないですか。このことを申し上げて、返答いただければ質問を終わります。

○土木部次長

その最上町にこだわりますけれども、私もこだわりますけれども、基本的に、その住民要望が去年のそういった状況の中で出てくれば、約1年以上の議論というのがあるわけですから。しかし、私もとしては昨年来から公園の一応の方針というのを決めてますから、土地を使いませんかと来られても、現状はありませんというお答えをするしかないんです。

住民要望というのは、何度も言いますけれども、8月末に出てきているわけで、そのときは既に売り主はもう一般競争入札で売るというふうになっている物件ですから、それを小樽市が手を挙げて買うということの条件は、何の目的で買うんだという、今委員おっしゃったように議論を重ねた部分での整理というのはつけるだけの余裕もございませんし、先ほど来から言ってる公園の考え方というのは一定程度持ってますので、そういう意味では、今回私もとしては取得は難しいという判断でご説明させてもらったと、こういうことですので。

ただ、委員おっしゃっているように、将来的な緑のマスタープランの基本計画なりという、そういった制度の中ではいろいろな形で緑化計画を進めるという市の方針は持ってますので、そういう中で、すべからく街の中に街区公園をつくらないんだという、こういうことを申し上げてるつもりもありませんので、そういう中で検討させてもらうということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

○中島委員

つまり、土地取得事業特別会計というのは、名目として予算もついてるけれども、何の機能もしないで残ってるということで考えてよろしいのでしょうか。今後こういう形で土地取得については検討できる余地があると考えていいんですか。

○財政課長

何度かその土地取得の特会の基金の内容、目的というのはご説明したつもりなんです、いわゆるそういう計画

性を持った事業において先行取得の必要性が起きたときのために立てておりますので、一概に全部毎年不用額が残るとかということでもございませんし、また、公共事業の関連でその近隣のわずかな土地とかそういうのを取得しなければならぬ場合もありますので、そういう場合に備えて持っている基金でございますので、その時々計画なりに応じてまた対応していくことになるかと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○佐々木(勝)委員

◎駐車場特別会計について

私の方からは、まず平成11年度各会計決算の特別会計、そして駐車場特別会計の決算状況から質問いたします。

結果として、平成11年度の駐車場会計における決算の状況は、0歳入歳出の関係から23万9,000円を翌年度に繰越す、こういうことになっていますね。それは間違いありませんか。

○土木部管理課長

間違いございません。

○佐々木(勝)委員

それで、中身を見ますと、例年になくすごい落込みに、利用状況が落込みになっているということがわかりました。

監査委員の意見書の中には、特会の駐車場特会3駐車場だというふうに思っております。稲穂駐車場及び駅前広場駐車場の利用台数は減少傾向にあり、昨年度まで増加を続けていた駅横駐車場の利用台数も今年度は減少となったと、こういうことです。監査委員の方は、今後とも積極的に利用増を図り、健全な財政運営を推進されるよう努力を続けられますよう期待します。こうなっていますね。今年の状況、昨年から比べた利用状況の変化から、積極的な利用増を図ると、こういうことと、それを土木部管理課の受けとめる方の見通しにかかわって質問したいと思うんですよ。

最初に、平成11年度の駐車場利用状況ですけれども、昨年と比べて数字が上がっています。それで、ちょっと確かめたいんですけれども、数字の動きはないと思うんですけれども、稲穂駐車場は駐車台数は163台、それから、駅横広場駐車場は76台、それから、駅前広場駐車場は22台の、いわゆる稼働する台数というふうになっていますけれども、それについても間違いありませんか。

○土木部管理課長

駅横76、稲穂163、駅前広場22台で、それで間違いありません。

○佐々木(勝)委員

それでね、落込みのところに入る前に、このそれぞれの稲穂、それから駅横、駅前広場駐車場の現状の立上げの時間は変わりますけれども、それぞれの駐車場の特徴、役割というのがあったのではないかというふうに思うので、まずその部分についてお伺いします。

○土木部管理課長

一番古いといえますか、稲穂駐車場につきましては、やはりあそこのいわゆる商店街の来客者の駐車場という位置づけがございます。それと、駅前広場は当然駅前の、これも商店街の来客する方の利用もあったと思いますし、それから、駅にご用のある方、長時間滞在しなければならないとか、滞在というか、そこにいなきゃならないとか、そういったものを有したと思いますし、また、駅横駐車場につきましては皆様からいろいろ議論を経た中で、ああいう形で暫定的に平面駐車にしておりますが、これも一つの駅前の商店街の来客者のいわゆる駐車ということも大きな目的だったというふうに思います。

○佐々木(勝)委員

それで、平成10年度と比べて11年度の利用状況が極端に落ちているという状況ですけども、小さな金で大きな仕事をしている駅前広場ですら相当落ち込みという状況、それから、稲穂の場合は、これはもともと回転率も余りよくないということなんかもあって、その差異はあると思うんですけども、まず、この利用状況、各駐車場の落ち込みの度合いですね。それぞれの利用状況の変化についてお知らせください。

○土木部管理課長

3駐車場についてはそれぞれの要因があると思っております。私の方も管理委託している相手先と、これらの状況についてはいろいろ要因云々について話し合ってきている中で、まず稲穂駐車場につきましては、皆様ご存じのとおり、平成11年3月に稲北地区にショッピングビルができて、そこで駐車場が150台のスペースがあるんですね。そういった中で、大きな稲穂駐車場が有料で6,000台、大体通常であればこの半分ぐらい、残念ながら落ち込みでは例年きているんですが、11年度の数字が極端にこれだけ落ちたというのは、やはり一番大きい理由は今言った稲北地区のショッピングビルの方に稲穂駐車場に来ていたお客さんがシフトしていったんだろうというのが私どもの今の時点の考え方ですし、それから、定期駐車も若干減ってるんですが、この辺は委託業者の言うところによりますと、竜宮神社近辺に青空の月極駐車場ができたり、そういった状況もあるということで、稲穂駐車場はこういうふうになんて落ち込みの要因を押さえております。

それから、駅前につきましては、あそこは30分無料なんですけど、この30分無料の駐車台数は去年と比べたらほぼ横ばいなんです。それで、有料の方があそこの広場に駐車する時間というのは30分の無料時間も含めて1時間半から2時間の間なんです。そういうお客なんです。そういった中で、無料のお客さんがほとんど横ばいで有料のお客さんが落ちているという状況なんです。そうしますと、我々考えますには、今まで3時間、2時間あそこに駐車してご用を足していた方が、それなりにお金もかかりますから、早く用を済ませてその駐車場から出ていくといったようなことも一つあるのかなと。それはなぜそうなるかといいますと、やはり今の景気の状態なりで、いわゆる、そこに滞在してショッピング街を買物して歩くという状況が景気のいいときに比べてだんだんだんだんまた、そういう影響もあるのではないかなというふうには思っていますが、実際の状況としては、駐車台数の状況としてはそういうことで広場は押さえています。

それから、駅横につきましては、これもちょっと落ち込みが大きいんですが、これはやはりあそこの市場も含めた、今言いたいいわゆる商業施設に来るお客さんの減少というものがこの影響等については大きいのではないかなというふうになんて押さえております。

○佐々木(勝)委員

本当に例年になくどの駐車場も6,000台、7,000台に近い数、すごいですよね。駅前駐車場なんていうのは、商店街あたりも含めて、その活用方についてはいろいろ考えてはいるんだろうと思うんですね。これががつんと落ちたということで考えると、私は監査委員の表現でないけれども、利用を図って、そして財政の健全化に向かうという見通しというのは持てるのかなと、こう思うんですね。

特会つくってやってるわけですから、そういう努力しなければならないといういろいろありますけれども、この3つの駐車場に関していえば、さっき1つの稲穂の稲北にできたことが原因になっていると。それから駅前、これ本当に駅前も私も利用しますが、時間かかれれば金かかるんでね。しかし、稼働が22台しか収容できないのに、全体で3万7,000から3万1,000台年間に駐車するわけですからね。こういうことなんかも含めれば、いわゆる一定の整理をしながら、考え方をつくりながらやっていかなければならないのではないかなというふうに思うんですね。

そういうことで考えれば、積極的に利用増を図るということなんかを考えて、今後いわゆる対策ですか、どういうふうな考えてますか。

○土木部管理課長

今私申しましたように、なぜ減少したかという要因をいろいろ検討、考えていきますと、非常に社会的な、社会環境なり経済環境なり、いろんな外的な要因が非常に大きいということで、いわゆる自助努力でこれから駐車台数をどのように増やしていけるのかと、これはもう非常に難しい課題だというふうには認識しております。

ただ、その辺も手をこまねているわけではないですが、本当にいろいろ手だては考えているんですが、それが果たして投資対効果なり有効性というのはどのようになるかという、その辺の悩みもあるものですから、なかなか手だてを打てないでいるというのが現状でございます。

ただ、収容台数を増やすということも1つ大事ですが、なかなか難しい。その反面、しからば歳出の方で、経費の方でどう浮かせていくかということも当然考えていかなければならないわけですから、そういう検討をしてきている中で、稲穂駐車場につきましては、12年度の4月1日から、前はいわゆる委託業者が手で料金回収、切符を交付して料金回収をしていましたが、自動改札という形で4月1日から実施しまして、これで約400万ぐらいの委託経費が節減できたということで、またこういった努力もしていかなければならないというふうには考えております。

ただ、何度も申し上げますが、いろんなこういう要因の中で減少してきているということを考えますと、収容台数を精力的に増やしていく、増えていくというのはなかなか難しい課題が多いと思っております。

○佐々木(勝)委員

重ねて要望します、やはり小樽の街の顔になりますからね。

○佐々木(勝)委員

◎マンホール及び暗渠補修工事について

あわせて、土木の方に関連して、今度は小さな話ですけれども、決算説明書の173ページのところに、マンホール及び暗渠補修工事、道路維持の関係です。このところに、これは460万710円、32カ所でやったようですね。この事業内容を教えていただきたい。

○土木事業所長

このマンホール及び暗渠補修工事の業務内容でございますけれども、これにつきましては、あくまでも道路にある測溝に接続している集水枡、それから雨水渠のマンホールぶたですね。このマンホールぶたや集水枡のふたの破損による、あくまでも補修を主とした業務内容となっております。

○佐々木(勝)委員

これはいわゆる土木で扱うところのマンホールと、こういうことで押さえていいですね。市内一円というふうに、事業実績のところでは市内一円というふうに記載されていて、32カ所ということなんですが。

○土木事業所長

これはあくまでも我々の道路に関する集水枡と雨水マンホールというふうに解釈してよろしいと思います。そして、なおかつ全域、市内一円、蘭島から銭函までの、そういう補修した箇所数がたまたま32カ所だと、そういうふうに解釈してもらって結構です。

○佐々木(勝)委員

そうすると、これまでも道路についてのその雨水対策の部分についてはしてたんですか。それとも今回が初めてですか。

○土木事業所長

これにつきましては、今回のみでなく従来からずっとそういう補修はやっております。

○佐々木(勝)委員

それで、ちょっと話が飛ぶんですけれども、マンホールといえればいろんな役割を持ったマンホールがあると思うんです。全体で小樽市内に、いわゆる道路にマンホールって幾つあるんですか。

○土木事業所長

まことに申しわけございませんけれども、全体の数は把握しておりません。

○佐々木(勝)委員

それでね、冬道になると、いわゆるマンホールのふたのところが解けて、周りが雪になっている。それでガーンというしパンと音がすると、こういうことでね、そのマンホールに対する対策というのは取られたように聞いているんですけども、その対策はしてませんか。

○土木事業所長

実際、我々除雪をやってる段階で、我々の除雪の路面管理というのは、あくまでも１種路線以外は大体圧雪管理をやっております。それで、圧雪管理の路面につきましては、当然10センチ以上の雪が路面上に積もっております。それで、たまたま道路上にある下水関係の污水管のマンホールですか、それが大体道路のセンターに入っております。そのセンターに入っているマンホールの管の中の温度が高いものですから、道路上に上がってくると。それで私たちの土木サイドといたしましては、水道局さんの方に、交通量の多いところだとか特に段差がひどくなるときは水道局さんの方に下水道さんの方をお願いをして、それなりのふたの改修をしてもらっているのが現状でございます。

○佐々木(勝)委員

そうすると、ゴムマットというか、何て言うんですかね。断熱を敷くんですか、断熱材。それがね、どこでどういうふうにやってるのか、今、土木の話は聞いたんです。だからマンホール幾つあるんですかと変な話聞いたんですけども、マンホールはそれぞれ所管で管理が違うのかなと。水道ですか。

○(下水)施設課長

今の断熱の話でございますけれども、先ほど数の話もありましたけれども、大体下水で市内で1万3,800カ所ございます。断熱はですね、委員おっしゃるように、ふたの裏側に断熱材を吹きつけたり敷いたりして、下の下水道管の熱が直接表に伝わらないように、こういう形で施工してございます。

○佐々木(勝)委員

そうすると、それは費用の関係、水道の下水道関係の会計処理というか、それになるんですか。そういう形ですか。

○(下水)施設課長

污水管のマンホール、これに対するいわゆる段差問題という形になりますので、施行は下水道の方でやっております。

○佐々木(勝)委員

計画的にやるんですか。

○(下水)事業所長

マンホールの関係でございますけれども、今課長からお話ししましたように、1万3,800個と大変多くのマンホールがございます。最近は断熱ぶたをずっとつけておりますけれども。古いマンホールですね、こういうものが7,500個ほど残っておりますけれども、これがすべてそのような状態だということではございませんで、私どもとしましては、今特に除雪対策本部の方、いわば土木の事業所でございますけれども、こちらの方と、とにかく特に冬が大変なものですから、この辺につきましては交通安全上危険な箇所についてはその都度直していくということをしてまして、お互いにその辺のマンホールについての状況ですね、この判断をしながら整備をしているところでございまして、計画的に進めているわけではございません。しかし、維持管理上、こういうことが発生してきますので、大体年に50個程度になりますか、そのくらいのものが今交換をしているというような状況です。

○佐々木(勝)委員

わかりました。マンホールについては、注意深く、私興味を持っていたものですから。

○佐々木(勝)委員

◎児童福祉施設について

次は、福祉の方にお尋ねします。

1つは、これは大きい方といいますか、児童福祉施設に関しての部分で、今現在小樽には何カ所か児童福祉施設があると思います。昨年、稲北の中に稲北児童会館を立ち上げました。いわゆる児童館ですね、この稲北児童館の去年から今年の、これは11年度の状況になるんですかね、11年度分で仕切った場合の利用状況はどうなっておりますか。

○児童家庭課長

稲北の児童館ですけれども、稲北児童館については昨年11年9月8日にオープンしました。それから3月いっぱいまでの利用状況ということで7,099人、1日平均47人の利用ということになっております。

○佐々木(勝)委員

待望久しいというか、児童館を小樽につくっていかうということで充実整備を図っていくという中で稲北に児童館ができたということで、今の数字見ますと、1日に47人ですか。全体で数ありましたけれども、実際今稲北の活動内容と運営について、わかれば。

○児童家庭課長

稲北、先ごろできたばかりですけれども、やはり市の中心部といいますか、交通の便もいいものですから、いろんなところから来ている状況です。それで、当然47人と平均すれば少ないんですけれども、当然休みとか含めまして、その中で、館内で縄跳び大会とか塗り絵大会とかいろんな行事を企画してやっております。最近もオセロの大会ができるような、そういうゲームというか、そういうのをたくさん買いましたし、そういうことで、子供に魅力あるというんですか、そういうふうに努めておりますし、また、稲北の児童館の広報といいますか、当然必要ですので、稲北の広報紙といいますかプリントなんですが、それで行事計画等をつくって、来る人または親御さんが来たりしますので、子供を含めて配布して、次の利用についてですね、口コミですけれども、してくれということで、そういう努力はしてやっているところでございます。

○佐々木(勝)委員

あわせてですね、もう1つの方では、塩谷に児童センターありますね。それから富岡児童館、それにプラスして、全体でいわゆる児童福祉施設ということになると、今の稲北児童館、それから塩谷児童センター、富岡児童館のほかにまだありますか。

○児童家庭課長

児童福祉施設というと保育所も入るものですから、児童館としてはですね、一応今言われた塩谷と稲北と富岡の3カ所ということになります。

○佐々木(勝)委員

そうすると、これは肢体不自由児等の訓練施設、これはこの管轄に入るんでしょうか。

○児童家庭課長

入ります。入ってですね、道の母子通園事業ということで、そういう訓練施設ということでやっております。

○佐々木(勝)委員

では、残ったその塩谷児童センター、富岡児童館の実情というか、これをお知らせください。

○児童家庭課長

富岡児童館ということで、福祉センターの3階部分にあるんですが、ここについては年間で8,308人の利用がございまして、1日平均27人、塩谷については、旧塩谷支所というところに塩谷児童センターということでございまして、それが年間で9,288人の利用で1日平均32人が利用している。こういう実態でございます。

○佐々木(勝)委員

この質問事項、この項は終わります。

児童館の内容充実が求められているし、それを図るための努力というのは、この塩谷児童センター、富岡児童館についての状況、努力していること、図るための施策はありますか。

○児童家庭課長

稲北の先ほどのお話をしましたときも、一番最後にできておるものですから、当然塩谷や富岡の例を見ながらいろいろ活動しておりますし、富岡ですと、例えば土日にオルガン教室をしたり、習字とか絵画教室をしたり、こういってやっておりますし、塩谷についてもそれぞれいろんな、あそこはほとんどが塩谷地区なものですから、塩谷地区の子供しかほとんどいないんですが、いろんなクラブ活動をしたり、例えばみんなで遠足に行ったりですね、いろんな行事を計画して利用増に努めるなり活動をしているというのが実態でございます。

○佐々木(勝)委員

今後も期待をかけております。

○佐々木(勝)委員

◎高齢者生きがい対策事業について

次に移ります。高齢者生きがい対策事業に関係して何点かお聞きします。

最初に、ふれあいパス事業の関係です。決算説明書の125ページになるんですけども、非常に小さな文字で書かれて、金額は1億8,000万、この一見見落としがちになるふれあい事業ですね。大きな期待をしょって立ち上げたわけですから、そうそう切ることはないというふうに思うんですけども、このふれあいパス事業の実績がここに載っています。それで、ここでお聞きしたいのはですね、今年の11年度のふれあいパスの実績、1万9,000人、それから1億8,000万円、この数字、実際には動きはないでしょうね。それで、11年度の対象者に対して実績はどうだったのか。

○(高齢)管理課長

ふれあいパスの交付対象者につきましてですけども、平成11年度は2万5,100人と見込んでございます。

○佐々木(勝)委員

そうすると、2万5,100人のうち1万9,000、約2万と。5,000人が対象になったけれども受けてないと、こういうことですね。

その受けてない人に対してね、申請ですから、もちろん受けて申請とってやるわけでしょう。そうですね。そうすると、過去3年間のこの対象者の数とそれから受けている数の変化、これをお願いします。

○(高齢)管理課長

ふれあいパスは平成9年度からスタートしております。交付対象者、平成9年度は2万3,392人、交付者数は1万9,227人、交付率にいたしますと82.2%、平成10年度は対象者が2万4,379人、交付者数は1万8,879人、交付率は77.4%、ここで若干減ってございます。平成11年度はただいま申し上げた数値に、交付率としては78.2%となっております。年々交付者数につきましては増加の傾向がございます。

○佐々木(勝)委員

対象者、平成10年が落ち込んだという、その原因は。

○(高齢)管理課長

実は平成9年度にスタートした時点で、もらったときからすぐさま使えるというようなこともありまして、大変新聞報道等にもぎわったような状況が報道されておりましたけれども、いずれにいたしましても、住民登録があって70歳以上の方という条件だけでございますので、そういう意味では、我も我もというような形で、大変待ってたという制度でもありますので、そういう意味ではすごく取りに來られた状況がございました。

ただ、平成10年度につきましては、1年間振り返ってみまして、その使い方につきましていろいろとこちらの方としても考えなければならないとか、極端なことを申しますと、譲渡、売買、それから貸し借りみたいなことまでございまして、10年度はその交付時点で、本人確認ということは前のパスを持って来られると自動的にお渡しするような仕組みにはなってますけれども、本当にお使いになると言ったらおかしいですけども、極端なこと言うと、全然もらっても使わないんですけども、どうしてもお年寄り、皆さんもらうものはもらいたい、またお守りにもなるというような、そういうような雰囲気もありまして、おうちに飾っておかれる方も中にはいらっしゃるというふうにも聞きましたので、そういう意味では、ご本人が生きがいを持って社会参加をしていただくというこの制度の趣旨をご説明申し上げてお配りしたこと。それから、本人原則交付といったことにつきまして、大変厳しかったかもしれませんが、その不正使用を防止する意味では、代理人の方が来られても、ある程度そういった確認ができなければ、ましてそういう理由が認められない方については、ぜひともご本人に、年1回の交付ですから来て下さいというようなことで、ちょっと厳しくした経過もございまして、交付率につきましては若干下がっております。

○佐々木(勝)委員

それで、11年度決算から推し量って、この事業についての課題や問題点があるんだと思うんです。今その一部はここで出てますけれどもね。そういうあたり、気にして記入をされていた文字は小さくなっているのか、かすんでしまうような扱い方なのかなというふうには危惧してるところですけども、それは別にしてね、平成11年度決算から推し量った問題点、課題、ありましたらお願いします。

○(高齢)管理課長

10年度、11年度の決算額を比較いたしましたとしても、約4,600万ほど増額になってございます。これは10年の11月に運賃改定、これは郊外線でした。それから、11年の5月に市内線、均一料金190円のところが200円にアップいたしました。そのようなことを踏まえたことと、それから、平成9年度にスタートしたときには、利用者の交付者数の見込みを1万3,500人としてスタートしたわけなんですけど、ふたをあけてみましたところ、先ほど申し上げたように1万9,000何がいの方がいただいているというようなことから、9、10と中央バスさんをお願いして据え置きという形をとってきたんですけども、運賃改定の件がありましたので、双方ともに協議した中で、これを上げさせていたいただいたわけなんですけども、いずれにいたしましても、その利用状況についてですけども、大変有効に使われているという実態がございます。

平成8年度にも利用状況の調査はしておりますけれども、今年の7月に地域の民生児童委員さんをお願いして、どのような使われ方をしているかということで調べている最中でございますけれども、このような状況の中では、中央バスさんの方でも利用実態に見合った料金にしてほしいと、契約してほしいということを再三強く申入れがありまして、市といたしましても、2億円近いお金が必要になってくることを踏まえまして、ほかの事業とのバランスであるとか、また、いろんな事業をしていかなければならない中で、こればかり、生きがい対策ばかりにかけているというようなこともちょっと難しくなっております。今そういう意味では、継続する上で、このバスの制度をなくさない、継続したいというようなこともありまして、見直しをしていかなければならないものというふうに考えてございます。

○佐々木(勝)委員

さっき、生きがい対策ばかりという表現あったけれども、生きがい対策がこれまた大事なことでと思うので、火が消えないようにね、鋭意努力、知恵を出し合って取り組んでいただきたいというふうに思います。

あと、小さいところなんですけれども、この生きがい対策のところでは高齢者と子供のふれあい、これは126ページです。これはまた非常に大きな名前で、補助金が20万と小さい金額なんですけれども、この事業の内容と補助金の部分なんですけれども、いかほどかなというふうに思っておりますけれども、まず、この事業の内容について。

○(高齢)管理課長

高齢者と子どものふれあい事業についてですけれども、これは核家族が進展するといったことから、高齢者と子どものふれあいの場が少なくなっている。薄れがちにあります。そういったことから、お年寄り子どもがともに親しむ機会をつくろうと。それで、子供さんにはお年寄りを敬う気持ちを、それから、高齢者の方にはその地域の子供たちとのふれあいの中から生きがいを見つけていただくということで、これは大変古いんですが、57年度からスタートしている事業です。

実際には、老人クラブ連合会に属するというか、組織、地域の老人クラブさんがメインになっているんですけれども、実行委員会形式に立ち上げまして、老人クラブ連合会の会長さんをはじめとする地域代表の方、この組織に市として20万円を助成しております。内訳としては、社会福祉事業資金基金の一部、15万を当て込んで、一般財源としては5万円でございます。

実際のその事業というか、内容はどんなことをしているのかといいますと、地域の老人クラブのお年寄りがメインになって、地域の子ども会の子供たち、それから保育所の園児、幼稚園児、そういった子供たちを相手に、新年であれば新年子ども会、入学式時期になれば新入生の歓迎式、それから、カルタ大会とか、夏場にはゲートボール大会とか盆踊り、ラジオ体操を含めて、地域の町会で運営をしているものと重なるような部分もございますけれども、そういうようなレクリエーションとかスポーツを通してふれあいの機会を持っているところです。

平成11年度の実績としては、12クラブ参加しておりまして、2,449名、これはお年寄りも子供さんの数も、またその保護者の方も一部入ってございますけれども、約2,450人ほどの方々が地域におかれて参加されているという状況でございます。

○佐々木(勝)委員

決算ですから、そういう中から大枠というか枠の拡大、この辺のところも今後は広げるという見直しはあるんですか。

○(高齢)管理課長

実は、この事業ですね、古くは30万円ほど助成していた経過がございますけれども、平成8年度の見直しということで20万円に減額されてございます。実際のところ、この20万円で何ができるかということなんですけれども、11年度の事業費といたしましては、各クラブの方でかなりお金の方を持ち出ししておりまして、総事業費といたしましては58万7,000円ほどかかってございます。そのうち市の20万円を当て込んでおります。この20万円は平等にということで、10万円を均等配分して、残り10万円を開催経費にも案分それぞれのクラブに配分しているのが実態でございます。

○佐々木(勝)委員

では、同じ項目でもう1つ、路線バスの補助ステップ装備事業費補助金150万、これについて、これはたしか今年で終わりなのかな、もう1年あるのかな、この事業内容について。

○(高齢)管理課長

路線バス補助ステップ装備事業費補助金ということで、今回決算をさせていただいております。

これは10年の12月だったかと思うんですけれども、中央バスの方から、低床化されていないバスに取りつける補助ステップを自社開発したと。それで、これを市域内を運行している路線バスに導入して、市民の方々のそういう要望にこたえたいというようなお話がありました。それで、市といたしましても、高齢者の方の安全面というようなことであるとか、住みやすい環境づくりであるとか、また、私どもの生きがい対策という観点からは助成したいというふうに考えまして、昨年の2定でこの費用について計上した経緯がございます。

150万になってございますけれども、実は中央バスさんの方でそれにかかる経費といえましょうか、原材料費なんですけれども、それが30万8,000円ほどかかります。これを市として半分持とうということになりまして、平成11年

度には10台分、この計画については当初から路線バスの保有台数が100台ぐらいあると、中央バスさんの方に。そのうち低床化されてないバスが60台ほどあるんだけど、平成4年度からのバスは導入する際に低床バスを入れていた。けれども、それ以前に購入したバスについては依然としてそういう高いステップになっているので、なかなかそれまでを更新していくことはちょっと会社としても難しいということから、では年次計画でしましょうということで、平成元年以前の古いバスはそのまま消耗させてしまうこととして、一応26台の対象がありまして、3年計画で10台・10台・6台でやりましょうということで、今年度は2年目ということで20台目かかっておりますけれども、いっぺんにもちょっとできない、現在使っているバスということもありますし、取りつける作業にも相当日数かかるというようなことから、年次計画の方がよろしいということで3カ年計画でこれを実施していきたいというふうに考えています。

○佐々木(勝)委員

◎民生施設費について

それでは、最後になりますが、注文してあった関係上一括して聞きます。

市民部の方になりますけれども、先ほど大畠委員の方から市民会館の舞台関係等が出ましたけれども、私の方はこういう聞き方で一括して行いたいと思います。

民生施設費ということで、137ページに市民会館7,200万、それから公会堂、銭函市民センター、それから市民センター、これが載っています。老朽化しているということもあったりしながら、維持管理費に結構お金がかかっていると。しかし、使用料等については上げるわけもいかないというような等々のことがあると思うんです。そうすることで、それぞれの管理について、今後の見通しも含めて、対策含めて考えていることがありますか。

○市民会館長

私の方から市民会館と公会堂、市民センターの方を答弁させていただきます。

まず公会堂につきましては、明治44年の建築で、相当もう傷んでいるという状況です。

今ちょっと雨が降りますとすぐに雨漏りがするような状況で、その維持費がひびいてるわけなんですけれども、ただ、使用料につきましてはですね、従前からお客さんが結構いまして、私どもその方を大切にしたいと思ひますし、また、最近、使用料の安いところをご理解いただいて、新しく入ってきてくれた方もおりますので、そういう部分で確かに維持管理費は使いますけれども、もう少し使用料の向上に努めたいと思ひます。

それから、市民会館につきましても昭和38年ということで、かなり維持費はかかるわけなんですけれども、それで、件数におきましても、ずっと右下がりではなくて、こういうような上がったたり下がったりした状況でございまして、そういう中で、私どもも皆さんにおいでいただくために、例えば今年イベントがありまして、それでいろいろ打合せする中で、来年も予約とるとか、それから、たまたま月曜日休館日なものですから、従前はお取りしてなかったんですけれども、若干ですけれども、月曜日の希望があれば、そういう方についてもご利用いただいていると、そういうような状況がございします。

それから、市民センターが結構いっぱいになってるものですから、たまたま市民センター申し込んでもとれない方おるわけなんですよね。そういう方につきましても、市民会館の方に紹介するような形で、市民センターの方に周知しながらやりますけれども、1,200のキャパですので、なかなか行事的に合うかどうかという部分については難しいのかなと思ひてます。

それから、市民センターにおきましても、今非常にお客さんの評判がよくてですね、交通の便もあるでしょうし新しいという面もあるんでしょうけれども、そういうことで非常に調子いいわけなんですけれども、ただ、平成7年ですので、もうそろそろ7～8年たってきましたので、またこれから維持費とかそういうものが徐々に出てくるのかなと思ひれますけれども、今のところ、もう少しこの状況、お客さんの好評を得ながら進めていきたいと思ひております。

○佐々木(勝)委員

市民センターのところで駐車場ができましたよね。できたというか、借りてる状態なのかな。駐車場のあることによって結構人が集まる。しかし、それがまたあふれてきて路上にとめていると。場所がないんですよね。あの駐車場の顛末はどういうふうに見たらいいでしょうか。

○市民会館長

駐車場におきましては、小樽土地開発公社の方から現在借りておりまして、１年ごとに更新するわけなんですけれども、今後、その土地をどうするかということについては、私どもまだ聞いておりませんので、それによってまた対応しなければならないのかなと思ってますけれども、確かに、たくさん来た場合にですね、ここは道にあふれるということはあるんですけれども、その辺のところは、私どもは受付に来たものをなるべくどこかその辺の駐車場なりそういうところを紹介しながら解決しているところでございます。

○銭函サービスセンター所長

銭函市民センターの件ですけれども、昭和50年建築ということで20数年経過しまして、かなり老朽も進んでいる状況であります。それにつきましては、平成８年に管理棟の方の屋根の補修、昨年、体育館の方の屋根の補修という形で、悪いところを直すという形で今現在使用している状況です。

利用状況につきましては、平成９年度で1,419件、４万6,582人、それから10年度につきましては1,293件で４万7,998人、11年度につきましては1,210件で３万9,766人という形で、今後のことにつきましても、悪いところは直す、同時に市民の利用しやすい施設目指してやっていきたいというふうに考えております。

○佐々木(勝)委員

以上終わります。

○委員長

以上をもって本日の質疑を終了いたします。

大変ご苦労さまでした。